

<p>に掲げる年金である給付であるときは、前二項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項に規定する内払又は第二項の規定による充当に係る額の計算に關し必要な事項は、財務省令で定める。</p> <p>第三章 退職共済年金等に関する経過措置</p> <p>第一節 施行日以後に支給する退職共済年金等の特例</p> <p>(平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項に規定する改正前支給要件規定に關する改正前国共済法等の規定の読替え)</p> <p>第六条 平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>改正前国退職共済 共済法第 七十六 第一項</p> <p>旧職域加算退職給付(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。)</p>								
<p>つ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間(国民年金法第五條第二項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。)と保険料免除期間(同條第三項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。)とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないとき(当該初診日の前日において当該初診日の属する月の前々月までの一年間のうち当該被保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。)は、この限りでない</p>	<p>改正前国障害共済 共済法第 八十一 第二項</p> <p>旧職域加算障害給付</p>	<p>改正前国障害共済 共済法第 八十一 第二項</p> <p>旧職域加算障害給付</p>	<p>改正前国障害共済 共済法第 八十一 第二項</p> <p>旧職域加算障害給付</p>						
<p>月までの一年間のうちに当該被保険料納付済期間及び国民年金の被保険者期間がないときを除く。)は、この限りでない</p>	<p>改正前国退職共済 共済法第 八十一 第六項</p> <p>旧職域加算退職給付</p>	<p>改正前国退職共済 共済法第 八十一 第六項</p> <p>旧職域加算退職給付</p>	<p>改正前国退職共済 共済法第 八十一 第六項</p> <p>旧職域加算退職給付</p>						
<p>法」とい</p>	<p>改正前昭和六十三年の五 国共済改 正法附則 第九條第 一項</p> <p>改正前昭和六十三年の五 国共済改 正法附則 第九條第 一項</p>	<p>改正前昭和六十三年の五 国共済改 正法附則 第九條第 一項</p> <p>改正前昭和六十三年の五 国共済改 正法附則 第九條第 一項</p>	<p>改正前昭和六十三年の五 国共済改 正法附則 第九條第 一項</p> <p>改正前昭和六十三年の五 国共済改 正法附則 第九條第 一項</p>						

第十二条の六の二及び第十三条の十第三項	改正前昭和二十五年	十年	改正前昭和二十五年附則第十二条の三	和六十年、附則第十二条の三	国共済改十二条の正法附則三及び第十四条第十三条の第四項	第十項	みなす	（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項に規定する改正前遺族支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）	第七條 平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	改正前昭和二十五年	十年	改正前昭和二十五年附則第十二条の三	和六十年、附則第十二条の三	国共済改十二条の正法附則三及び第十四条第十三条の第四項	第十項	みなす。この場合において、旧国共済法第七十九条の第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。		

第十三条の十第三項	改正前昭和二十五年	十年	改正前昭和二十五年附則第十二条の三	和六十年、附則第十二条の三	国共済改十二条の正法附則三及び第十四条第十三条の第四項	第十項	みなす。この場合において、旧国共済法第七十九条の第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。	（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項に規定する改正前遺族支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）	第七條 平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十三条の十第三項	改正前昭和二十五年	十年	改正前昭和二十五年附則第十二条の三	和六十年、附則第十二条の三	国共済改十二条の正法附則三及び第十四条第十三条の第四項	第十項	みなす。この場合において、旧国共済法第七十九条の第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。	（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項に規定する改正前遺族支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）	第七條 平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の十第三項	改正前昭和二十五年	十年	改正前昭和二十五年附則第十二条の三	和六十年、附則第十二条の三	国共済改十二条の正法附則三及び第十四条第十三条の第四項	第十項	みなす。この場合において、旧国共済法第七十九条の第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。	（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項に規定する改正前遺族支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）	第七條 平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十三条の十第三項	改正前昭和二十五年	十年	改正前昭和二十五年附則第十二条の三	和六十年、附則第十二条の三	国共済改十二条の正法附則三及び第十四条第十三条の第四項	第十項	みなす。この場合において、旧国共済法第七十九条の第二項第一号中「二十五年」とあるのは、「十年」とする。	（平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項に規定する改正前遺族支給要件規定に関する改正前国共済法等の規定の読替え）	第七條 平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十八条第一項ただし書の規定を適用する場合には、同項ただし書中「満たないとき」とあるのは、「満たないとき（当該死亡した日の前日において当該死亡した日の属する月の前々月までの一年間（当該死亡した日において国民年金の被保険者でなかつた者については、当該死亡した日の属する月の前々月以前における直近の国民年金の被保険者期間に係る月までの一年間）のうち当該保険料納付済期間及び当該保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間がないときを除く。）とする。ただし、当該死亡に係る者が当該死亡した日において六十五歳以上であるときは、この限りでない。

3 平成二十四年一元化法附則第三十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）をいう。第十五条第二項及び第三十九条において同じ。）第二十四条の規定の適用については、同条中「昭和六十年改正法附則第十四条第四項の規定により組合員期間等が二十五年以上である者でないものとみなされた者が死亡した場合における遺族共済年金に係る」とあるのは、「組合員期間等が二十五年以上である者で大正十五年四月一日以前に生まれたものが旧国共済法、旧施行法及び国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定の例によることとしたらば退職年金又は通算退職年金の支給を受けるべきこととなる場合以外の場合には」とする。

（平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法等の規定の読替え）

第八條 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法、改正前国共済施行法及び改正前昭和六十年国共済改正法の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>改正前国共 子又は孫は、 夫、父母又は祖父母 は五十五歳以上の者 に、子又は孫は</p>	<p>あつてまだ配あるか、又は二十歳 偶者がない者未滿で障害等級（被 又は組合員若用者年金制度の一元 しくは組合員化等を図るための厚 であつた者の生年金保険法等の一 死亡の当時か部を改正する法律 ら引き続き第（平成二十四年法律第 八十一条第二六十三号。以下「平 項に規定する成二十四年一元化法 障害等級</p>	<p>ある あり、かつ、まだ配 偶者がない じ。）</p>	<p>改正前国共 あるときは、 五五第一項 に準じて、こ れを</p>	<p>遺族（弔慰金 配偶者、子、父母、 又は遺族共済係、祖父母若しくは 年金について兄弟姉妹又はこれら は、これらの者以外の三親等内 給付に係る組の親族であつて、そ 合員であつたの者の死亡の当時そ 者の他の遺族）の者と生計を同じく に支給し、支していたものは、自 給すべき遺族己の名で、その未支 がないときは、給の給付の支給を請 当該死亡した求することができ 者の相続人に 支給する</p>	<p>改正前国共 その者の配偶者、子、 父母、孫、祖父母若 しくは兄弟姉妹若し しくはこれらの者以外 の三親等内の親族で</p>	<p>改正前国共 第二項 六条第二項</p>
<p>あつて、その者の死 亡の当時その者と生 計を同じくしていた もの</p>	<p>平成二十四年一元化 法附則第三十 六条第五項 の規定によ り読み替え られた改正 前国共済法 第四十九條 ただし書</p>	<p>平成二十四 年一元化法 附則第三十 六条第五項 の規定によ り読み替え られた改正 前国共済法 第五十條た だし書</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>
<p>あつて、その者の死 亡の当時その者と生 計を同じくしていた もの</p>	<p>平成二十四年一元化 法附則第三十 六条第五項 の規定によ り読み替え られた改正 前国共済法 第四十九條 ただし書</p>	<p>平成二十四 年一元化法 附則第三十 六条第五項 の規定によ り読み替え られた改正 前国共済法 第五十條た だし書</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>
<p>算定されたも のであるとき は、同項各号 に掲げる金額 のうち政令で 定める金額） を含む。以下 「障害共済年金 の職域加算額」 という。）に相 当する金額</p>	<p>別表第二の各 号に掲げる受 給権者の区分 に依り、それ ぞれ当該各号 に定める率 に定める率</p>	<p>前 期 間 当 該 旧 国 共 済 施 行 日 前 期 間</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>	<p>改正前国共 第二項 二条第一項</p>

<p>改正前国共 四法第一項 障害の程度が 減退した</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>請求</p>	<p>障害等級に該当する と認める</p>	<p>請求(その者の障害 の程度が増進したこ とが明らかである場 合として財務省令で 定める場合を除き、 当該旧職域加算障害 給付の受給権を取得 した日又は当該診査 を受けた日から起算 して一年を経過した 日後の請求に限る。)</p>	<p>減退し、又は 増進した後に おける障害の 程度</p>	<p>障害共済年金 の額</p>	<p>旧職域加算障害給付 の額</p>	<p>旧職域加算障害給付 の額</p>	<p>旧職域加算障害給付 の額</p>	<p>旧職域加算障害給付 の額</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>
<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>	<p>改正前国共 障害共済年金 の</p>

改正前国共 九条第三項	改正前国共 九条第三項	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	前二項 第一項第一号 イ(2)	が二十年	、追加費用対象期間 及び第二号厚生年金 被保険者期間(改正 後厚生年金保険法第 二条の五第一項第二 号に規定する第二号 厚生年金被保険者期 間をいう。以下同じ 。(平成二十四年一 元化法附則第七条第 一項の規定により当 該期間とみなされた 期間を除く。(ii) 期間を除く。(ii) 算した期間が二十年 合算した月数)	合算した月数	月数	令の規定で同 項の規定に相 当するものと して政令で定 めるものによ り加給年金額 が加算された 退職共済年金 等にあつては、 これらの規定 を適用しない 額とする。以 下同じ。)に相 当する額から 政令で定める 額を控除した 額
----------------	----------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------	------	--	--------	----	---

改正前国共 九条第四項	改正前国共 九条第四項	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	とす。	とす。	とす。	とす。	とす。	改正前国共 九条第四項 遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付
----------------	----------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	---

改正前国共 九条第二項	改正前国共 九条第二項	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	前二項 第一項 イ(2)	が二十年	、追加費用対象期間 及び第二号厚生年金 被保険者期間(改正 後厚生年金保険法第 二条の五第一項第二 号に規定する第二号 厚生年金被保険者期 間をいう。以下同じ 。(平成二十四年一 元化法附則第七条第 一項の規定により当 該期間とみなされた 期間を除く。(ii) 期間を除く。(ii) 算した期間が二十年 合算した月数)	合算した月数	月数	令の規定で同 項の規定に相 当するものと して政令で定 めるものによ り加給年金額 が加算された 退職共済年金 等にあつては、 これらの規定 を適用しない 額とする。以 下同じ。)に相 当する額から 政令で定める 額を控除した 額
----------------	----------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------	------	--	--------	----	---

改正前国共 九条第二項	改正前国共 九条第二項	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	遺族共済年金 公務等による公務等による旧職域 加算遺族給付	前二項 第一項 イ(2)	が二十年	、追加費用対象期間 及び第二号厚生年金 被保険者期間(改正 後厚生年金保険法第 二条の五第一項第二 号に規定する第二号 厚生年金被保険者期 間をいう。以下同じ 。(平成二十四年一 元化法附則第七条第 一項の規定により当 該期間とみなされた 期間を除く。(ii) 期間を除く。(ii) 算した期間が二十年 合算した月数)	合算した月数	月数	令の規定で同 項の規定に相 当するものと して政令で定 めるものによ り加給年金額 が加算された 退職共済年金 等にあつては、 これらの規定 を適用しない 額とする。以 下同じ。)に相 当する額から 政令で定める 額を控除した 額
----------------	----------------	-------------------------------------	-------------------------------------	--------------------	------	--	--------	----	---

<p>の四及び第十二条の十 第一項</p>	<p>改正前国共係る国家公務 係る国家公務員法等 の一部を改正する法 律（令和三年法律第 六十一号）第一条の 規定による改正前 の国家公務員法（以 下この項において「 旧国家公務員法」と いう。）</p>	<p>法 、国家公務員 、旧国家公務員法 （旧国家公務員法 及び旧国家公務員法 及び国家公務 員法 退職共済年金 旧職域加算退職給付 旧職域加算退職給付 旧職域加算退職給付</p>	<p>改正前国共 十三條の三 第二項及び 第六項第二 号</p>	<p>改正前国共第七十二條の 適用する改正後厚生 済法附則第三から第七 十年金保険法（平成二 十四年一元化法附則 第十三條の九二條の六 まで 第一項</p>	<p>改正前国共 第十三條の九 第四項</p>	<p>改正前国共 第十三條の九 第五項</p>	<p>改正前国共 第十三條の九 第六項</p>	<p>改正前国共 第十三條の九 第七項</p>	<p>改正前国共 第十三條の九 第八項</p>
<p>七十二條の六 正後厚生年金保険法 第四十三條の三から 第四十三條の五まで</p>	<p>当該各号に定 名目手取り賃金変動 率とする。</p>								
<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>	<p>一 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率以下となる 場合 名目手 取り賃金変動 率 二 名目手取 り賃金変動率 が、一を下回り、 かつ、物価変 動率が名目手 取り賃金変動 率を上回る場 合（物価変動 率が一を上回 る場合を除く ） 物価変動</p>
<p>た同法第二條の規定 による改正前の国家 公務員共済組合法を いい、被用者年金制 度の一元化等を図る ための厚生年金保険 法等の一部を改正す る法律の施行及び国 家公務員の退職給付 の給付水準の見直し 等のための国家公務 員退職手当法等の一 部を改正する法律の 一部の施行に伴う国 家公務員共済組合法 による長期給付等に 関する経過措置に関 する政令（平成二十 七年政令第三百四十 五号）第六條、第七 條第一項又は第八條 第一項の規定により 読み替えられた規定 にあつては、これら の規定による読み替 え後のものとする</p>	<p>改正前昭和 六十年国共 済法附則第三 十三年法附 則第二條第 百二十八條 八号</p>								

<p>第十一 条の七 の三の 二第 一項</p>	<p>、退職共済年金 の組合員期間</p>	<p>基礎として法第七十七 七条第一項の規定に より算定した金額に 次項の規定により算 定した平均支給率を 乗じて得た金額（昭 和六十年改正法附則 第十六条第一項の規 定が適用される場合 にあつては、当該乗 じて得た金額に受給 権取得月前組合員期 間を基礎として同項 の規定の例により算 定した金額を加算し た金額）と</p>	<p>の申出 において退職共済年金 職給付</p>	<p>六十 月</p>	<p>、旧職域加算退職給 付（法第七十六條第 一項に規定する旧職 域加算退職給付をい う。以下同じ。） の旧国共済施行日前 期間（平成二十四年 一元化法附則第四條 第十一号に規定する 旧国家公務員共済組 合員期間と平成二十 四年一元化法附則第 四十一條第一項に規 定する追加費用対象 期間を合算した期間 をいう。以下同じ。）</p>	<p>基礎として 基礎として</p>	<p>旧職域加算退職給 付（法第七十六條第 一項に規定する旧職 域加算退職給付をい う。以下同じ。） の旧国共済施行日前 期間（平成二十四年 一元化法附則第四條 第十一号に規定する 旧国家公務員共済組 合員期間と平成二十 四年一元化法附則第 四十一條第一項に規 定する追加費用対象 期間を合算した期間 をいう。以下同じ。）</p>	<p>に規定する支給繰下 げの申出（平成二十 七年経過措置政令第 八條第三項の規定に より法第七十八條の 二第一項の申出があ つたものとみなされ た場合における当該 申出を含む。第四項 において同じ。）</p>	<p>百二十 月</p>
<p>第十一 条の七 の三の 二第 四項</p>	<p>五年 退職共済年金 の三の 二第 三項</p>	<p>第七十七條第二項の 規定により加算する 金額に 第七十七條第二項の 規定により加算する 金額</p>	<p>において旧職域加算退 職給付</p>	<p>十 年</p>	<p>「と、第十一條の十をいう。以下同じ。」 第一項中「退職共済と、第十一條の十第 一年金の職域加算額一項中「旧職域加算 （法第七十四條第二項退職給付）」 退職共済年金の職域 加算額（第十一條の 七の三の二第四項の 規定により読み替え て適用する法第七 四條第二項）</p>	<p>退職共済年金の受給 の受給権者 ない</p>	<p>旧職域加算退職給付 の受給権者 ない</p>	<p>旧職域加算退職給付 の受給権者 ない</p>	<p>十 年</p>
<p>第十一 条の七 の三の 二第 四項</p>	<p>第十 一年 の八第 一項</p>	<p>第十一 条の七 の八第 一項</p>	<p>第十一 条の七 の八第 一項</p>	<p>第十 一年 の八第 一項</p>	<p>第十一 条の七 の三の 二第 四項</p>	<p>第十一 条の七 の三の 二第 四項</p>	<p>第十一 条の七 の三の 二第 四項</p>	<p>第十一 条の七 の三の 二第 四項</p>	<p>第十 一年 の八第 一項</p>

条の八 の二十	退職共済年金の職域 旧職域加算退職給付	月数 （国家公務員法 月数）
条の九	退職共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額給付 （法第七十四条第二 項）	月数 （国家公務員法 月数）
条の十一	退職共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額給付 （法第七十四条第二 項）	月数 （国家公務員法 月数）

条の十 第二項	遺族共済年金の受給 権者 遺族共済年金の職域 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額
条の十一 第一項	遺族共済年金の職域 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額
条の十一 第二項	遺族共済年金の職域 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額

法による退職共済 年金 遺族共済年金の職域 加算額に相当する 金額	旧職域加算遺族給付 の 金額	遺族共済年金の職域 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額	遺族共済年金の職域 旧職域加算退職給付 加算額又は障害共済 又は旧職域加算障害 年金の職域加算額に 相当する金額
法第九十一条第一 項若しくは附則第十 二条の七の四第一 項若しくは第九十 二条第一項	又は法第九十一条第 三項まで	又は法第九十一条第 三項まで	又は法第九十一条第 三項まで	又は法第九十一条第 三項まで	又は法第九十一条第 三項まで

条の十一 第五項	同号及び 月数若しくは再任用 職員等としての在職 期間に係る組合員期 間の月数又は同項第 三号に規定する停職 の期間の月数	同項第三号に規定す る停職の期間の月数 又は 月数
附則第 六条の 二の十 及び第 二の十 三第一 項	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 及び第二項 千分の五	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 及び第二項 千分の四
附則第 六条の 二の十 三第二 項第一 項	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 千分の五	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 千分の四
附則第 六条の 二の十 三第二 項第二 項	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 千分の五	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 千分の四
附則第 六条の 二の十 三第四 項	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 千分の五	組合員期間のうち旧 国共済施行日前期間 千分の四
3 項	第一項の規定により読み替えられた改正前国 共済法第七十八条の二第一項の規定により旧職 域加算退職給付（改正前国共済法による職域加 算額のうち退職を給付事由とするものをいう。 以下この項及び次条において同じ。）の支給繰 下げの申出をすることができる者が、その受給 権を取得した日から起算して五年を経過した日 後に当該旧職域加算退職給付を請求し、かつ、 当該請求の際に第一項の規定により読み替えら れた改正前国共済法第七十八条の二第一項の申 出をしないときは、当該請求をした日の五年前 の日と同項の申出があったものとみなす。ただ	第一項の規定により読み替えられた改正前国 共済法第七十八条の二第一項の規定により旧職 域加算退職給付（改正前国共済法による職域加 算額のうち退職を給付事由とするものをいう。 以下この項及び次条において同じ。）の支給繰 下げの申出をすることができる者が、その受給 権を取得した日から起算して五年を経過した日 後に当該旧職域加算退職給付を請求し、かつ、 当該請求の際に第一項の規定により読み替えら れた改正前国共済法第七十八条の二第一項の申 出をしないときは、当該請求をした日の五年前 の日と同項の申出があったものとみなす。ただ

<p>あるのは「千分数」とあるのは「基準日後の五・七六九」組合員期間の月数」と、第と、「組合員期八十二条第一項中期間の月数(当該期間の月数が三百月未満であるときは、三百月)とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、千分の一・一五四」と、同条第二項</p>	<p>あるのは「千分数」とあるのは「基準日後の五・七六九」組合員期間の月数」と、第と、「組合員期八十二条第一項中期間の月数(当該期間の月数が三百月未満であるときは、三百月)とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、千分の一・一五四」と、同条第二項</p>	<p>あるのは「千分数」とあるのは「基準日後の五・七六九」組合員期間の月数」と、第と、「組合員期八十二条第一項中期間の月数(当該期間の月数が三百月未満であるときは、三百月)とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、千分の一・一五四」と、同条第二項</p>
---	---	---

<p>費用対象期間の月数を合算した月数 基準日後組合員基準日後組合員期間の月数」と、「千数」と</p>	<p>と、附則第十二とする 条の四の二第二項第二号中「千分の五・四八」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「千分の〇・五四」とあるのは「千分の〇・五七七」とする</p>	<p>改正前国共済法による職域加算額 適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第三十六條第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)をい、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項</p>
---	--	---

<p>法第七十二条の三(法第七十二条の四から第七十二条の六まで)当該各号に定める率</p>	<p>同条(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五まで)から第四十三条の五まで</p>	<p>の規定による読替え後のものとする。以下同じ。第四十三條の二から第四十三條の五まで 適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)が一を下回る</p>
---	---	---

<p>法第七十二条の四(法第七十二条の六)適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の四(適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の五)</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する物価変動率(当該物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において「物価変動率」という。)が一を下回る</p>
--	---	---

<p>令(平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。)第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ</p>	<p>なお効力を国家公務員平成一九七四年一元化法附則第三十七條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第二十四條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法</p>	<p>なお効力を共済法第八十一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。)第四十七條第二項</p>	<p>なお効力を共済法第八十一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七條第二項</p>	<p>なお効力を共済法第七十九條第二項及び第八十條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定による改正後厚生年金保険法第四十六條第一項(平成二十七年経過措置政令</p>	<p>なお効力を共済法第七十九條第二項及び第八十條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定による改正後厚生年金保険法第四十六條第一項(平成二十七年経過措置政令</p>
<p>第三十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第二十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。以下「経過措置政令」という。)第十五条第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第二十四條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法</p>	<p>なお効力を共済法第八十一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。)第四十七條第二項</p>	<p>なお効力を共済法第八十一条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十七條第二項</p>	<p>なお効力を共済法第七十九條第二項及び第八十條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定による改正後厚生年金保険法第四十六條第一項(平成二十七年経過措置政令</p>	<p>なお効力を共済法第七十九條第二項及び第八十條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定による改正後厚生年金保険法第四十六條第一項(平成二十七年経過措置政令</p>	<p>なお効力を共済法第七十九條第二項及び第八十條第一項の規定により読み替えられた規定に於けるものとする。平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定による改正後厚生年金保険法第四十六條第一項(平成二十七年経過措置政令</p>
<p>第八十條第一項 加算される金額 加算される金額並びに</p>	<p>「とす と、 とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする</p>	<p>平成二十七年経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとする</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとする</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとする</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとする</p>
<p>前昭和六十員期間を有する者に對する共済法第二十六條第八十七條の二の規定による支給の停止の特例</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十三條第一項に規定する再評価率</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係るなお効力を有する改正前国共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二條の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令をいう。以下同じ。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>なお効力を有する国家公務員法(被用者年金制度の改正前国共済組合法一元化等を図るための共済令第一條(以下「法」)厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をい</p>	<p>なお効力を有する国家公務員法(被用者年金制度の改正前国共済組合法一元化等を図るための共済令第一條(以下「法」)厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をい</p>	<p>なお効力を有する国家公務員法(被用者年金制度の改正前国共済組合法一元化等を図るための共済令第一條(以下「法」)厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法をい</p>

(施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による給付について適用しない改正前国共済法等の規定)

第十七条 平成二十四年一元化法附則第三十七條第三項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 なお効力を有する改正前国共済法第四十三條、第七十二條の二から第七十二條の六まで、第七十七條第四項、第七十九條、第八十條、第八十七條、第八十七條の二、第九十一條、第九十二條、第九十三條の五から第九十三條の九まで、第九十三條の十三、第九十三條の十六、第九十三條から第九十七條まで及び第九十一條並びに附則第十二條の四及び第十二條の八の三の規定

二 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四十三條の規定

三 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十六條第一項、第三十九條後段、第四十四條第一項及び第四十五條の規定

四 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十一條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の規定

五 なお効力を有する改正前国共済令附則第十二條の二から第十二條の二十三まで及び第二十七條の六の二の規定

六 なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十六條の三から第十六條の八まで、第二十一條の二、第二十一條の三、第二十六條の二から第二十六條の八まで、第五十七條の二から第五十七條の二十一まで、第六十六條の二、第六十六條の四、第六十六條の五、第六十六條の六第二項及び第六十六條の八の規定

七 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第三條の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)の規定

八 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第十五條の規定による廃止前の国家公務員共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の規定(施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付について適用する改正後厚生年金保険法等の規定等)

第十九條 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付に係る同条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十三條第三項、第四十三條の二から第四十三條の五まで、第四十六條、第五十四條第二項及び第三項、第六十五條の二から第六十八條まで、第三條の二第一項、第三條及び第四項、附則第十條の二、第十一條第一項、第十一條の二第一項、第二項及び第四項、第十一條の四第一項及び第三項、第十一條の六第一項及び第六項から第八項まで、第十三條の五第六項、第十三條の六第一項、第四項及び第六項から第八項まで並びに別表の規定、厚生年金保険法第九十二條第一項及び第二項の規定並びに平成二十四年一元化法附則第九十條の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「改正後平成六年国民年金等改正法」という。)附則第二十一條第一項及び第三項(これらの規定を改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二條及び第二十七條第十八項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四條第四項及び第六項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定とし、これらの規定を平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正後厚生被保険者である被用者年
生年金保ある受給権
制度の一元化等を図る
ための厚生年金保険法等
の一部を改正する法律
(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共
済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第二條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)

旧国共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)

とすものとして、当該退職共済年金

とすものとして、資格金を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金

な効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るた

めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)の規定

改正後厚生被保険者である被用者年 生年金保ある受給権 制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共 済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第二條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)	旧国共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)	とすものとして、当該退職共済年金	とすものとして、資格金を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金	な効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るた
--	--	------------------	---	---

改正後厚生被保険者である被用者年 生年金保ある受給権 制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共 済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第二條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)	旧国共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)	とすものとして、当該退職共済年金	とすものとして、資格金を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金	な効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るた	め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 及 び 国 家 公 務 員 の 退 職 給 付 の 給 付 水 準 の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 政 令 (平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号 。以下「平成二十七年経過措置政令」という。) 第十五條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。) 第七十二條の二に規定する再評価率
改正後厚生被保険者である被用者年 生年金保ある受給権 制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共 済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第二條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)	旧国共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)	とすものとして、当該退職共済年金	とすものとして、資格金を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金	な効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るた	め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 及 び 国 家 公 務 員 の 退 職 給 付 の 給 付 水 準 の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 政 令 (平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号 。以下「平成二十七年経過措置政令」という。) 第十五條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。) 第七十二條の二に規定する再評価率
改正後厚生被保険者である被用者年 生年金保ある受給権 制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共 済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第二條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)	旧国共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)	とすものとして、当該退職共済年金	とすものとして、資格金を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金	な効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るた	め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 及 び 国 家 公 務 員 の 退 職 給 付 の 給 付 水 準 の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 政 令 (平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号 。以下「平成二十七年経過措置政令」という。) 第十五條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。) 第七十二條の二に規定する再評価率
改正後厚生被保険者である被用者年 生年金保ある受給権 制度の一元化等を図る ための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共 済年金の受給権者(平成二十四年一元化法附則第二條の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。)	旧国共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四條第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)	とすものとして、当該退職共済年金	とすものとして、資格金を喪失した日(第十四條第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日)にあつては、その日から起算して一月を経過した日の属する月から、年金	な効力を有する改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法(平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)をいう。以下同じ。))をいい、被用者年金制度の一元化等を図るた	め の 厚 生 年 金 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 及 び 国 家 公 務 員 の 退 職 給 付 の 給 付 水 準 の 見 直 し 等 の た め の 国 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 一 部 の 施 行 に 伴 う 国 家 公 務 員 共 済 組 合 に よ る 長 期 給 付 等 に 関 す る 政 令 (平 成 二 十 七 年 政 令 第 三 百 四 十 五 号 。以下「平成二十七年経過措置政令」という。) 第十五條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。) 第七十二條の二に規定する再評価率

<p>第三項まで二条の四及び第十二条の又は第九條四の二第一項から第四項の三 三 障害者・長障害者・長期加入者の退期加入者の職共済年金 老齢厚生年金</p>	<p>当該老齢厚生年金 生年金 附則第九條なお効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の第二号 四の二第二項第二号 附則第九條なお効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の第一号 四の二第二項第一号</p>	<p>附則第九條なお効力を有する改正前の三第二項国共済法附則第十二條の若しくは第四の三第二項若しくは第四項（同条四項 第五項においてその例による場合を含む） 第四十四條なお効力を有する改正前の第一項 国共済法第七十八條第一項</p>	<p>改正後厚障害者・長障害者・長期加入者の退生年金保期加入者の職共済年金 改正後厚老齢厚生年金 附則第九條の全部 お効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の四項ただし 金額を除く。</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金の額 生年金保金の額 附則第九條の全部 お効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の四項ただし 金額を除く。</p>	<p>改正後厚附則第九條なお効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の額並定する額 お効力を有する改正前の二第二項第一号に規定する額</p>
<p>の二第四項 第一項に規定する基金に加入しなかつた場合の報酬比例部分の額</p>	<p>改正後厚障害者・長障害者・長期加入者の退生年金保期加入者の職共済年金 附則第九條の四第一号 二第二項第二号第一号</p>	<p>改正後厚附則第九條なお効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の附則第九條の四第一号に規定する額並定する額及び同項第一号</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金（なお効力金（第四十を有する改正前国共済法附則第九條第二項、附則第十二條の四の二第一項の二第二項から第四項まで又は附則第十二條の四の二第一項の三及び附則第九條の四の二第一項）</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金の額 生年金保金の額 附則第九條の四の二第一項の三及び附則第九條の四の二第一項</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金の額 生年金保金の額 附則第九條の四の二第一項の三及び附則第九條の四の二第一項</p>
<p>の六第一項の全部 お効力を有する改正前の二第二項国共済法附則第十二條の四の二第三項各号に定める金額を除く。</p>	<p>改正後厚附則第八條 則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二條の三</p>	<p>改正後厚前各項の調整額、坑内員・船員の調整額 附則第八條 則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前の六第八</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金（附則第八條の二第二項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二條の三）</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金 生年金保金の額 附則第八條の二第二項に規定する給付のうち改正前の五第六する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。 次項及び第八項において（同じ。）</p>	<p>改正後厚附則第十三條 生年金保金の規定に定する給付のうち改正前の十三條</p>
<p>の六第一項による老齢厚生年金 六の二第三項の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第一項及び第二項の規定によりその額が計算されるものに限る。以下この条において同じ。）</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金の額（なお効力の有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する改正前国共済法第七十八條第一項）</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金の額 生年金保金の額 附則第十三條の全部 お効力を有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額を除く。</p>	<p>改正後厚附則第十三條 則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二條の六の二第三項</p>	<p>改正後厚老齢厚生年金退職共済年金 生年金保金の額 附則第十三條の全部 お効力を有する改正前の二第二項及び第一項の規定を 同項の規定を 第四十四條なお効力を有する改正前国共済法第七十七條第二項各号に定める金額から政令で定める額を減じた額及びなお効力を有する</p>	<p>改正後厚附則第十三條 生年金保金の規定に定する給付のうち改正前の十三條</p>

<p>平成十 二年改 正法附 則第十 二条の 第三</p>	<p>（以下「物 価変動率」 という。） が名目手 取り賃金 変動率を 下回る 場合、名 目手取り 賃金変動 率が一を つ、物価 変動率が 名目手取 り賃金 変動率を上 回る場合 は、物価 変動率を 上回る場合 を除く。）</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第四十三條の二第一項に規 定する物価変動率（当該物価 変動率が名目手取り賃金変動 率を上回るときは、名目手取 り賃金変動率。以下この項及 び第五項において「物価変動 率」という。）が</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>
<p>平成十 二年改 正法附 則第十 二条の 第六</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>
<p>平成十 二年改 正法附 則第十 二条の 第六</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>
<p>平成十 二年改 正法附 則第十 二条の 第六</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険 法第七十二條適用する改正後 厚生年金保険法第四十三條の 三（適用する改正後厚生年金 保険法第七十二條）適用する 改正後厚生年金保険法第四十 三條の五</p>

規定する特例年金給付については、平成二十四年一元化法附則第三十七條第二項及び第四十九條の規定は、適用しない。

（施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付について適用する改正後国共済法の規定の読替え）

第二十一条 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付については、国家公務員共済組合法第三十三條、第三十六條及び第三十七條並びに改正後国共済法第四條及び第五條の規定を適用する。

この場合において、国家公務員共済組合法第三十三條第一項中「短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十條第二項（第二号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七條第一項に規定する給付に関する決定、掛金」とする。

第二十二條 削除（厚生年金保険の被保険者である退職共済年金の受給権者に係る特例）

第二十三條 第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十三條第三項の規定によりその額が改定された平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金（他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含み、なお効力を有する改正前国共済法第七十八條第一項の規定は、適用しない。）の受給権者が加算されたものを除く。）の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有する場合には、なお効力を有する改正前国共済法第七十八條の規定は、適用しない。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十四條 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六條の規定による退職共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第七十八條第一項の規定により加給年金額が加算されたものに限る。）については、当該退職共済年金の受給権者が国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一

号）第三十三條の第二項の規定により加算が行われた障害基礎年金又は改正後厚生年金保険法第四十四條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができるときは、その間、なお効力を有する改正前国共済法第七十八條第一項の規定により加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

（改正前国共済法による退職共済年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第二十五條 施行日において平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金（施行日においてそのなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する者が、改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金（施行日においてその改正後厚生年金保険法第四十四條の第三項の規定による申出を行っていないものに限る。）又は平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する給付のうち退職共済年金（施行日においてその平成二十四年一元化法附則第七十九條の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法第二十五條において準用するなお効力を有する改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前国共済法」という。）第七十八條の第二項の規定による申出を行っていないものに限る。）の受給権を有する場合には、同項において、施行日以後にそのなお効力を有する改正前国共済法（以下「なお効力を有する改正前国共済法」という。）第七十八條の第二項の規定による申出と同時に施行日に行わなければならない。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十六條 施行日において改正前厚生年金保険法による老齢厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第七十九條に規定する給付のうち退職共済年金の支給を受ける者が、施行日以後において平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金（そのなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項に規定する一年を経過した日が施行日以前にあり、かつ、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）に係るなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項の規定による申出を行った場合には、当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十七條 施行日において平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金（そのなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項に規定する一年を経過した日が施行日以前にあり、かつ、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）に係るなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項の規定による申出を行った場合には、当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十八條 施行日において平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金（そのなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項に規定する一年を経過した日が施行日以前にあり、かつ、施行日において同項の規定による申出を行っていないものに限る。）に係るなお効力を有する改正前国共済法第七十八條の第二項の規定による申出を行った場合には、当該申出は、施行日の前日に行われたものとみなす。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第二十九條 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二條第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。）の受給権を有する者に対し施行日以後に改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において同じ。）を支給する場合には、改正前国共済法による職域加算額を同項に規定する給付とみなして、平成二十四年一元化法附則第二百二十二條の規定を適用する。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十一條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十二條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十三條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十四條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十五條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十六條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

第三十七條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第一項に規定する給付（退職又は障害を給付事由とするものに限る。）の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の十二

四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合」とあるのは「平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬（同法第二十八條に規定する標準報酬をいう。）の改定又は決定が行われた場合」と、「当該組合員期間」とあるのは「当該合算組合員期間」とする。

（改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額の支給の停止の特例）

の規定の適用を受ける者に限る。について、適用しない。
(老齢厚生年金等の算定の基礎となる被保険者期間の特例)

第三十条の二 国共済組合員等期間(平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する国共済組合員等期間をいう。以下同じ。)が二十年未満である者又はその遺族(改正後厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。)に支給する老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「国共済法附則第十二条の二第一項及び第十二条の十三」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第三十九条第一項及び第四十条」と読み替えるものとする。

(退職共済年金の支給の停止に関する特例)

第三十一条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の受給権者(昭和二十一年十月二日以後に生まれた者に限る。)が、施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者である場合には、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き厚生年金保険の被保険者資格を有する者であるものとみなして、施行日の属する月において第四十一条第一項に規定する支給停止に関する規定を適用する。この場合において、当該規定の適用については、当該受給権者が施行日に平成二十四年一元化法附則第五条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者である場合を除き、施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、かつ、施行日に当該被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 昭和二十年十月一日以前に生まれた者であり、かつ、厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である者に限る。)については、施行日の属する月の前月以前の月に属する日から引き続き同

一の厚生年金保険法第六十一条又は第三十三項に規定する適用事業所において同法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当する者であるものとみなして、施行日の属する月において適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいう。第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下第四十五条までにおいて同じ。)第四十六条第一項の規定を適用する。(平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の準用に関する読替え等)

第三十二条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改正前附則第三十七条第一項に規定する給付	改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金
厚生年金	退職共済年金
と厚生年金	と退職共済年金
と附則第三十七条第四項の規定により適用するもの	と附則第三十七条第四項の規定により適用するもの
とされた被用者年金制度	とされた被用者年金制度
の一元化等を図るための厚生年金保険	の一元化等を図るための退職共済年金
法等の一部を改正する法律の施行及び	法等の一部を改正する法律の施行及び
国家公務員の退職給付の給付水準の見	国家公務員の退職給付の給付水準の見
直し等のための国家公務員退職手当法	直し等のための国家公務員退職手当法
等の一部を改正する法律の一部の施行	等の一部を改正する法律の一部の施行
に伴う国家公務員共済組合法による長	に伴う国家公務員共済組合法による長
期給付等に関する経過措置に関する政	期給付等に関する経過措置に関する政
令(平成二十七年政令第三百四十五号)	令(平成二十七年政令第三百四十五号)
第十八条第一項の規定により読み替え	第十八条第一項の規定により読み替え
られた厚生年金保険法	られた退職共済年金法
と(との)	と(との)
合計額	合計額
よりなおその効力を有するものとされ	よりなおその効力を有するものとされ
た改正前国共済法第八十条第一項の規	た改正前国共済法第八十条第一項の規

定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額を控除した額との合計額

第三十三条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項又は第三項(なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の四の三)第三項の規定によりその例による場合を含む。)の規定によりその額が算定されたもの(以下「障害者・長期加入者の退職共済年金」という。)に限り、その受給権者(次項及び第四十三条第一項に規定する者を除く。)について前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合には、同項の規定の読み替えについては、同項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十七条第二項の規定を適用する。

2 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金(なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の規定によりその額が計算されているもの並びに障害者・長期加入者の退職共済年金に限る。)の受給権者(第四十三条第一項に規定する者を除き、その者が雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の規定による高年齢雇用継続基本給付金(以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。)又は高年齢再就職給付金(以下「高年齢再就職給付金」という。)の支給を受けることができる場合に限る。)については、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する場合には、平成二十七年厚生年金経過措置政令第三十五条第四項の規定の例による。

第三十四条 前条第一項に規定する受給権者(施行日前から引き続き厚生年金保険の被保険者若

しくは私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員であるもの(以下「継続被保険者等」という。)に限り、同項の規定により読み替えられた第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合には、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

2 前条第二項に規定する受給権者(障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であつて、継続被保険者等に限り、同項の規定により読み替えられた第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定の適用を受ける者を除く。)について適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条第六項の規定を適用する場合には、同項の規定を適用した場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、同条第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含めないものとして計算した額とする。

第三十五条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者(その者が六十五歳に達していないものに限り、次項及び第四十五条第一項に規定する者を除く。)については、第三十二条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十三条第二項の規定を適用する。この場合における同項の規定の読み替えについては、平成二十七年厚生年金経過措置政令第三十七条第一項の規定の例による。

2 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金

第二改正後厚生年金適用する改正後厚生年金保険法	退職共済年金
老齢厚生年金	

2 連合会が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条の規定により同条第一項に規定する退職共済年金等の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額又は標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、改正後厚年令第三条の六に定める額とする。

4 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。

一 改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金
二 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金
三 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金及び通算老齢年金
四 平成二十七年厚年経過措置政令第四十条第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付

5 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項（第四十条第一項において準用する場合を含む。）次項及び第三十九条において同じ。）の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 厚生年金保険法第四十四条第一項

二 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（以下「なお効力を有する改正前地共済法」という。）第八十条第一項

三 なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条第一項

四 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号。以下この号及び次項第一号において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第三十八条第一項

6 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項に規定するなお効力を有する改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

一 改正後厚生年金保険法第四十四条の三第四項（平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する場合を含む。）
二 なお効力を有する改正前地共済法第八十条の二第四項
三 なお効力を有する改正前準用国共済法第七十八条の二第四項
四 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する改正後厚生年金保険法第四十六条及び平成二十四年一元化法附則第十三条の規定は、適用しない。

7 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する改正後厚生年金保険法第四十六条及び平成二十四年一元化法附則第十三条の規定は、適用しない。

第三十八条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金について平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において平成二十四年一元化法附則第十五条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一改正後厚生年金保険法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の規定によりその額が計算されているものに限る。）	第一改正後厚生年金保険法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項並びに附則第十二条の四の規定によりその額が計算されているものに限る。）
改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の老齢共済年金	改正後厚生年金保険法附則第十二条の三の規定による退職共済年金その他の老齢共済年金
厚生年金保険法附則第三十七条第一項に規定するもの	厚生年金保険法附則第三十七条第一項に規定するもの
とされた改正後厚生年金保険法附則第十二条の三の規定による退職共済年金	とされた改正後厚生年金保険法附則第十二条の三の規定による退職共済年金
をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。）	をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあっては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。）
同条第一項	同条第一項
と老齢厚生年金の額	と老齢厚生年金の額
と老齢厚生年金の合計額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）	と老齢厚生年金の合計額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）
と老齢厚生年金の合計額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）	と老齢厚生年金の合計額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額（なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第二項各号に定める金額を除く。以下この項において同じ。）

化等を図る第三十八条第一項の規定により読ための厚生年金に替えられた平成二十四年一元年金保険法附則第十七条第二項において改正する法律を平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の政令で定める給付の額と合計額を

2 連合会が、前項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定により同条第一項に規定する退職共済年金の支給の停止を行う場合には、適用する改正後厚生年金保険法第百条の二第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項に規定する政令で定める年金たる給付は、次に掲げる給付とする。

第一項 当該老齢厚生年金
第二項 当該退職共済年金
第三項 当該老齢厚生年金
第四項 当該退職共済年金
第五項 当該老齢厚生年金
第六項 当該退職共済年金
第七項 当該老齢厚生年金
第八項 当該退職共済年金
第九項 当該老齢厚生年金
第十項 当該退職共済年金
第十一项 当該老齢厚生年金
第十二項 当該退職共済年金
第十三項 当該老齢厚生年金
第十四項 当該退職共済年金
第十五項 当該老齢厚生年金
第十六項 当該退職共済年金
第十七項 当該老齢厚生年金
第十八項 当該退職共済年金
第十九項 当該老齢厚生年金
第二十項 当該退職共済年金
第二十一項 当該老齢厚生年金
第二十二項 当該退職共済年金
第二十三項 当該老齢厚生年金
第二十四項 当該退職共済年金
第二十五項 当該老齢厚生年金
第二十六項 当該退職共済年金
第二十七項 当該老齢厚生年金
第二十八項 当該退職共済年金
第二十九項 当該老齢厚生年金
第三十項 当該退職共済年金
第三十一項 当該老齢厚生年金
第三十二項 当該退職共済年金
第三十三項 当該老齢厚生年金
第三十四項 当該退職共済年金
第三十五項 当該老齢厚生年金
第三十六項 当該退職共済年金
第三十七項 当該老齢厚生年金
第三十八項 当該退職共済年金
第三十九項 当該老齢厚生年金
第四十項 当該退職共済年金
第四十一項 当該老齢厚生年金
第四十二項 当該退職共済年金
第四十三項 当該老齢厚生年金
第四十四項 当該退職共済年金
第四十五項 当該老齢厚生年金
第四十六項 当該退職共済年金
第四十七項 当該老齢厚生年金
第四十八項 当該退職共済年金
第四十九項 当該老齢厚生年金
第五十項 当該退職共済年金
第五十一項 当該老齢厚生年金
第五十二項 当該退職共済年金
第五十三項 当該老齢厚生年金
第五十四項 当該退職共済年金
第五十五項 当該老齢厚生年金
第五十六項 当該退職共済年金
第五十七項 当該老齢厚生年金
第五十八項 当該退職共済年金
第五十九項 当該老齢厚生年金
第六十項 当該退職共済年金
第六十一項 当該老齢厚生年金
第六十二項 当該退職共済年金
第六十三項 当該老齢厚生年金
第六十四項 当該退職共済年金
第六十五項 当該老齢厚生年金
第六十六項 当該退職共済年金
第六十七項 当該老齢厚生年金
第六十八項 当該退職共済年金
第六十九項 当該老齢厚生年金
第七十項 当該退職共済年金
第七十一項 当該老齢厚生年金
第七十二項 当該退職共済年金
第七十三項 当該老齢厚生年金
第七十四項 当該退職共済年金
第七十五項 当該老齢厚生年金
第七十六項 当該退職共済年金
第七十七項 当該老齢厚生年金
第七十八項 当該退職共済年金
第七十九項 当該老齢厚生年金
第八十項 当該退職共済年金
第八十一項 当該老齢厚生年金
第八十二項 当該退職共済年金
第八十三項 当該老齢厚生年金
第八十四項 当該退職共済年金
第八十五項 当該老齢厚生年金
第八十六項 当該退職共済年金
第八十七項 当該老齢厚生年金
第八十八項 当該退職共済年金
第八十九項 当該老齢厚生年金
第九十項 当該退職共済年金
第九十一項 当該老齢厚生年金
第九十二項 当該退職共済年金
第九十三項 当該老齢厚生年金
第九十四項 当該退職共済年金
第九十五項 当該老齢厚生年金
第九十六項 当該退職共済年金
第九十七項 当該老齢厚生年金
第九十八項 当該退職共済年金
第九十九項 当該老齢厚生年金
第一百項 当該退職共済年金

一 改正後厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金

二 旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金

三 旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金

四 平成二十七年厚年経過措置政令第四十八号第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる給付

4 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金については、平成二十四年一元化法附則第三十七条第二項において準用する改正後厚生年金保険法附則第十一十一条の規定は、適用しない。

(準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定の適用範囲)

第三十九条 第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、適用しない。

一 厚生年金保険の被保険者(第二号厚生年金被保険者に限る。)であつて、施行日前から引き続き国家公務員共済組合の組合員であるもの(以下「継続第二号厚生年金被保険者」という。)

二 国家公務員共済組合の組合員たる改正後厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者

(退職共済年金の受給権者であつて改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例)

第四十条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法第七十六条の規定による退職共済年金の受給権者であつて改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金、旧厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金、旧船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金並びに平成二十七年厚年経過措置政令第四十五号並びに平成二十七年厚年経過措置政令第九号までに掲げる給付の受給権者(昭和

二十五年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達しているものに限る。)であるものについては、第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定を準用する。

2 前項の場合において、第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第二項の規定は、前項に規定する受給権者(平成二十七年厚年経過措置政令第四十五号第一項第二号及び第八号に掲げる年金たる給付の受給権者を除く。)が継続第二号厚生年金被保険者である場合について準用する。

(準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する政令で定める規定)

第四十一条 第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項(第四十三条第二項(同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、第四十五条第二項(同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))及び第四十七条第二項(同条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める規定に、適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第一項、第二項及び第四項、第十一条の六第一項及び第六項から第八項まで並びに第十三条の六第一項、第四項、第六項及び第八項並びに適用する改正後平成六年国民年金等改正法(平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するもの)とされた改正後平成六年国民年金等改正法をい、第十八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下第四十七条までにおいて同じ。) 附則第二十一条第一項及び第三項(これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。)、第二十四条第四項並びに第二十六条第一項、第三項、第五項から第十項まで及び第十四項とする。

2 第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項に

において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項に規定する調整前特例支給停止額は、平成二十七年厚年経過措置政令第四十九条第二項の規定の例により算定した額とする。

(準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の適用範囲)

第四十二条 第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項に規定する受給権者が継続第二号厚生年金被保険者である場合に限り、適用する。

(改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の適用する改正後厚生年金保険法の規定による支給停止に関する特例)

第四十三条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十八条第三項に規定する年金たる給付の受給権者(昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。)であるものについて同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項並びに適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合には、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第一項の規定の例による。

3 第一項に規定する受給権者(継続被保険者等に限る。)について適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項から第四項まで並びに第十一条の六第一項及び第六項から第八項までの規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第三項の規定の例による。

4 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十八条第三項に規定する年金たる給付(第四十五条第四項において「特例による老齢厚生年金」という。)の受給権者(昭和三十年十月二日以後に生まれた者に限る。)であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚年経過措置政令第五十一条第四項の規定の例による。

第四十四条 前条第一項に規定する受給権者(継続被保険者等であつて、障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者であるものに限る。次項において同じ。)について前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項及び第二項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により退職共済年金の支給が停止される場合を除く。)には、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

2 前条第一項に規定する受給権者について同項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の六第一項の規定を適用する場合(前条第二項において準用する第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定により老齢厚生年金の支給が停止

される場合を除く。には、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項、改正後厚生年金の規定を適用した場合における前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する基本支給停止額に相当する部分の支給を停止せず、前条第一項の規定により読み替えられた適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第二項に規定する支給停止基準額は、当該基本支給停止額を含まないものとして算定した額とする。

第四十五条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて老齢厚生年金等の受給権者であるものに係る退職共済年金の支給停止に関する特例

第四十六條 前条第一項に規定する受給権者（継続被保険者等であつて、なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第六項の規定は、適用しない。

第四十七條 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十八條第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについては、適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合における同条の規定の読替えについては、平成二十七年厚生年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

第三十八條 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定の読替えについては、平成二十七年厚生年経過措置政令第五十三条第二項の規定の例による。

第三 第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十八條第三項に規定する年金たる給付（特例による老齢厚生年金に限る。）の受給権者（昭和三十年十月二日以後に生まれた者であつて、六十五歳に達していないものに限る。）であるものについては、第一項の規定を準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚生年経過措置政令第五十三条第一項の規定の例による。

第四十六條 前条第一項に規定する受給権者（継続被保険者等であつて、なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）については、なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第六項の規定は、適用しない。

第四十七條 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第三十八條第三項に規定する年金たる給付の受給権者（昭和二十五年十月二日から昭和三十年十月一日までの間に生まれた者に限る。）であるものについては、適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二條において読み替へて準用する場合を含む。）、第二十四條第四項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合には、前二項の規定の読替えについては、平成二十七年厚生年経過措置政令第五十五条第一項の規定の例による。

第三十八條 第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合における必要な規定の読替えについては、平成二十七年厚生年経過措置政令第五十五条第二項の規定の例による。

第三 第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六（第三項を除く。）の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

第一項に規定する受給権者（継続被保険者等に限る。）について適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項（これらの規定を適用する改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十二条において読み替へて準用する場合を含む。）、第二十四條第四項並びに第二十六條第一項、第三項、第五項から第十一項まで及び第十四項の規定を適用する場合には、前二項の規定の例による。

第四十八條 旧国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項まで並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。

第四十九條 旧国共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）が施行日に国家公務員共済組合の組合員である場合又は施行日以後に国家公務員共済組合の組合員となつた場合において、平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定及び改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項までの規定を適用するとき、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

被保険者第二号厚生年金被保険者（	老齢厚生年金被保険者	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号。以下この項において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百十八号。以下この項及び第五項において「旧国共済法」という。）による退職年金又は通算退職年金の受給権者（六十五歳以上である者に限る。）
------------------	------------	---

国会議員若しくは地方公共団体の議員である者（旧国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項まで並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。）

当該適用は、改正後厚生年金保険法等の規定の読替え等）

（旧国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項まで並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。）

（旧国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項まで並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。）

（旧国共済法による年金である給付に係る平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項に規定する政令で定める規定は、改正後厚生年金保険法第四十六条第一項及び第三項から第五項まで並びに改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条第一項及び第三項の規定とする。）

<p>第 一 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 全 部 (同 条 通 算 退 職 年 金 の 額 の 中 其 の 算 定 の 基 礎 とな っ て いる 組 合 員 期 間 を 基 礎 規 定 する と し て な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 二 項 及 び 第 三 項 の 規 定 、 な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 第 十 一 条 の 規 定 並 び に な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 国 共 済 法 附 則 第 九 条 及 び 第 十 五 条 の 規 定 の 例 に よ り 算 定 し た 額 (な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 三 項 各 号 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額 に 限 る)</p>	<p>法 附 則 第 九 十 七 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 の 長 期 給 付 に 関 す る 施 行 法 (昭 和 三 十 三 年 法 律 第 百 二 十 九 号) 以 下 の 項 に お い て 「 な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 第 十 一 条 の 規 定 並 び に 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 三 十 七 条 第 一 項 の 規 定 に よ り な お 効 力 を 有 す る も の と さ れ た 平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 九 十 八 条 の 規 定 (平 成 二 十 四 年 一 元 化 法 附 則 第 一 条 第 三 号 に 掲 げ る 改 正 規 定 を 除 く) に よ り 改 正 前 の 昭 和 六 十 年 国 共 済 改 正 法 (以 下 こ の 項 に お い て 「 な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 国 共 済 改 正 法 」 と し て) 附 則 第 九 条 及 び 第 十 五 条 の 規 定 の 例 に よ り 算 定 し た 額 (な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 三 項 各 号 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額 を 除 く) 以 下 の 項 に お い て 「 在 職 中 支 給 基 本 額 」 と し て</p>
---	--

<p>第 一 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>3 旧 国 共 済 法 に よ り 算 定 し た 額 (同 条 通 算 退 職 年 金 の 額 の 中 其 の 算 定 の 基 礎 とな っ て いる 組 合 員 期 間 を 基 礎 規 定 する と し て な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 国 共 済 法 附 則 第 九 条 及 び 第 十 五 条 の 規 定 の 例 に よ り 算 定 し た 額 (な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 三 項 各 号 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額 に 限 る)</p>	<p>第 二 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>2 前 項 の 規 定 は 、 旧 国 共 済 法 に よ り 算 定 し た 額 (同 条 通 算 退 職 年 金 の 額 の 中 其 の 算 定 の 基 礎 とな っ て いる 組 合 員 期 間 を 基 礎 規 定 する と し て な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 国 共 済 法 附 則 第 九 条 及 び 第 十 五 条 の 規 定 の 例 に よ り 算 定 し た 額 (な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 三 項 各 号 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額 に 限 る)</p>
---	---

<p>第 一 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>4 旧 国 共 済 法 に よ り 算 定 し た 額 (同 条 通 算 退 職 年 金 の 額 の 中 其 の 算 定 の 基 礎 とな っ て いる 組 合 員 期 間 を 基 礎 規 定 する と し て な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 国 共 済 法 附 則 第 九 条 及 び 第 十 五 条 の 規 定 の 例 に よ り 算 定 し た 額 (な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 三 項 各 号 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額 に 限 る)</p>	<p>第 二 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第五項において「旧国共済法」という。による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)</p>
---	--

<p>第 一 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>5 旧 国 共 済 法 に よ り 算 定 し た 額 (同 条 通 算 退 職 年 金 の 額 の 中 其 の 算 定 の 基 礎 とな っ て いる 組 合 員 期 間 を 基 礎 規 定 する と し て な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 昭 和 六 十 年 国 共 済 法 附 則 第 九 条 及 び 第 十 五 条 の 規 定 の 例 に よ り 算 定 し た 額 (な お 効 力 を 有 す る 改 正 前 国 共 済 法 附 則 第 十 二 条 の 四 の 二 第 三 項 各 号 に 定 め る 金 額 に 相 当 す る 額 に 限 る)</p>	<p>第 二 項 第 一 書</p> <p>老 齡 厚 生 年 金 の 額</p> <p>規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第五項において「旧国共済法」という。による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)</p>
---	--

(第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者である間の減額退職年金の支給の停止の特例)

第五十条 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第一項及び前条第五項において読み替えて準用する同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六十年国民年金等改正法附則第二十一條第一項に規定する減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ政令で定める額は、旧国共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済法附則第十一條の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額(同項各号に定める金額に相当する金額を除く。)に、当該減額退職年金の受給権者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

一 次に掲げる旧国共済法による減額退職年金の受給権者 ○・○四に当該減額退職年金を支給しなかつたとしたならば支給すべきであつた旧国共済法による退職年金の支給を開始することとされてゐた年齢と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た率

イ 昭和五十五年七月一日前に給付事由が生じた旧国共済法による退職年金に係る旧国共済法による減額退職年金

ロ 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧国共済法による退職年金に係る旧国共済法による減額退職年金

ハ 昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた旧国共済法による退職年金に係る旧国共済法による減額退職年金で旧国共済法附則第十二條の五第二項に規定する政令で定める者又は旧国共済法附則第十三條の十

に規定する政令で定める者に該当した者が支給を受けるもの(ロに掲げる旧国共済法による減額退職年金を除く。)

二 前号に掲げる者以外の旧国共済法による減額退職年金の受給権者 六十歳と当該減額退職年金の支給が開始された月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数のなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令別表第五の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

2 前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六十年国民年金等改正法附則第二十一條第一項に規定する減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項各号に定める額に相当する額から減ずる額として政令で定める額は、旧国共済法による減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済法附則第十一條の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十一年国共済改正法附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額(同項各号に定める金額に相当する金額に限る。)に、当該減額退職年金の受給権者の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

の職域加算額又は障害共済年金の職域加算額の支給を停止する。

2 旧国共済法による退職年金又は通算退職年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員である場合には、当該組合員である間、当該退職年金又は通算退職年金の額のうち、その算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済法附則第十一條の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十一年国共済改正法附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額(同項各号に定める金額に相当する金額に限る。)の支給を停止する。

3 旧国共済法による減額退職年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員である場合には、当該組合員である間、当該減額退職年金の額のうち、その算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の四の二第二項及び第三項の規定、なお効力を有する改正前国共済法附則第十一條の規定並びになお効力を有する改正前昭和六十一年国共済改正法附則第九條及び第十五條の規定の例により算定した額(同項各号に定める金額に相当する金額に限る。)から、前条第二項に規定する額を控除して得た額の支給を停止する。

4 旧国共済法による障害年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員である場合には、当該組合員である間、当該障害年金の額のうち、その算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎としてなお効力を有する改正前国共済法附則第十二條の規定、なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済改正法附則第九條の規定の例により算定した額(なお効力を有する改正前国共済法附則第九條の規定の例により算定した額)に、当該減額退職年金の受給権者の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(退職共済年金等の職域加算額の支給の停止の特例)

第五十一条 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は障害共済年金の受給権者が国家公務員共済組合の組合員(国家公務員共済組合法による長期給付に関する規定の適用を受ける者に限る。以下この条において同じ。)である場合には、当該組合員である間、当該退職共済年金又は障害共済年金のうち、なお効力を有する改正前国共済法第七十四條第二項に規定する退職共済年金

の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)について準用する。

第五十三条 第三十八條の規定は、旧国共済法による退職年金又は減額退職年金の受給権者(六十歳以上六十五歳未満である者に限る。)について準用する。

の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)について準用する。

第五十二条 第三十七條の規定は、旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)について準用する。

第二項 施行日前に給付事由が生じた退職共済年金等の額の特例

第五十四条 なお効力を有する改正前国共済法附則第十三條の二(なお効力を有する改正前国共済法附則第二十二條第一項(なお効力を有する改正前国共済法附則第二十三條第一項及び第四十八條第一項(なお効力を有する改正前国共済法附則第四十九條及び第五十條第一項)において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下同じ。第一項に規定する政令で定める期間は、なお効力を有する改正前国共済法附則第七條第一項各号の期間であつて法令の規定により組合員期間(なお効力を有する改正前国共済法第三十八條第一項に規定する組合員期間をいう。以下同じ。)に算入するものとされた期間とする。

第五十五条 なお効力を有する改正前国共済法第十三條の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条において「改定基準率」という。)は、当該年度における物価変動率(改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する物価変動率をいう。以下この条及び第二百二十條において同じ。)とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率(改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率をいう。以下この条及び第二百二十條において同じ。)を上回るときは、名目手取り賃金変動率とする。

2 前項の規定にかかわらず、調整期間(改正後厚生年金保険法第三十四條第一項に規定する調整期間をいう。第二百二十條第二項において同じ。)における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率(厚生年金保険法第四十三條の五第一項に規定する基準年度以後算出率をいう。第二百二十條第二項において同じ。)とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金

の受給権者(六十五歳以上である者に限る。)について準用する。

変動率が一を下回る場合は、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）とする。

3 なお効力を有する改正前国共済法第十三条の第二項に規定する控除調整下限額（第五十九条及び第六十八条において「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（改正前国共済法による退職共済年金の額に計算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第五十六条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうちなお効力を有する改正前国共済法第十三条の第二項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済法第十三条の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数（改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第五十七条 なお効力を有する改正前国共済法第十三条の第二項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前国共済法による職域加算額
二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
四 旧国共済法による年金である給付
五 改正前国共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。以下同じ。）

六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）

七 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五条年金」という。）

八 平成二十四年一元化法附則第六十二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前昭和六十一年地共済改正法（以下「改正前昭和六十一年地共済改正法」という。）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）又は第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における改正前国共済法による退職共済年金の額の特例）

第五十八条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二若しくはなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、第二号厚生年金又は第三号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が

前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
第三項	の退職共済年金の額と併給年金の額との合計額

第五十九条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第一項の規定及びなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第一項の規定又はなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総

額を控除して得た額に対する前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額による退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

3 第一項に規定する「控除対象年金」とは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金（改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、当該職域加算額を含む。）若しくは旧国共済法による年金である給付又は平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金（改正前地共済法による職域加算額が支給される場合には、当該職域加算額を含む。）若しくは改正前昭和六十一年地共済改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金であつて当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間、国共済組合員等期間若しくは旧適用法人施行日前期間（改正後平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。）又は地方の組合員期間（なお効力を有する改正前地共済法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）若しくは地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。）のうち追加費用対象期間（なお効力を有する改正前国共済法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長

期給付等に関する施行法（昭和三十一年法律第百五十三号。以下「なお効力を有する改正前地共済施行法」という。）第十三条の二（なお効力を有する改正前地共済施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項に規定する追加費用対象期間又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。次項第九号において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）第五十三条に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。）があるものをいう。

4 第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

一 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三条の四（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十二條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第二十三條第一項において準用する場合を含む。）第二十三條第一項及び第四十八條第一項（なお効力を有する改正前国共済施行法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項又は第二項

二 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第一項、第二項（なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第五項及び第五十七條の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第五十七條の四第一項若しくは第二項

三 平成二十四年一元化法附則第四十八條第一項又は第二項

四 第八十四條第一項又は第二項

五 平成二十七年国共済整備政令第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「改正後平成九年国共済経過措置政令」という。）第十七條の三、第十七條の三の三又は第十七條の四の二

六 なお効力を有する改正前地共済施行法第二十七條の二（なお効力を有する改正前地共済施行法第三十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項又は第二項

七 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法（以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八條の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第九十八條の四第一項若しくは第二項

八 平成二十四年一元化法附則第七十二條第一項又は第二項

九 平成二十七年地共済経過措置政令第八十四條第一項又は第二項

第六十條 第五十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の二第一項に規定する併給年金（旧国共済職域加算遺族給付（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條年金のうち遺族共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金」という。）並びに旧国共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金、旧地共済職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條年金のうち遺族共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金」という。）並びに旧地共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）についてなお効力を有する改正前国共済法第九十三條、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第四項若しくは第五項、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四

十四條、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第九十二條の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十條第三項若しくはなお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第四十七條、なお効力を有する改正前地共済法第九十九條の六、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第四項若しくは第五項、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第四十六條、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地共済法第九十八條第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十條第三項若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。第九十四條第二項第九号において「なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令」という。）第四十六條第三項又は第六十五條若しくは昭和六十一年国民年金等改正法附則第七十三條第一項若しくは第二項の規定（以下「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第五十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の二の規定及び前条の規定を適用する。

第六十一條 なお効力を有する改正前国共済法第七十八條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金については、第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止される場合におけるなお効力を有する改

<p>正前国共済施行法第十三條の二の規定及び第五十九條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>なお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の二第二項</p> <p>なお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の二第二項</p> <p>なお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の二第二項</p>	<p>正前国共済施行法第十三條の二第二項</p> <p>正前国共済施行法第十三條の二第二項</p> <p>正前国共済施行法第十三條の二第二項</p>				
--	---	--	--	--	--	--

第六十二條 控除期間等の期間（なお効力を有する改正前国共済施行法第十一條第一項に規定する控除期間等の期間をいう。第六十五條及び第七十二條において同じ。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者及び改正前国共済施行法第八條又は第九條の規定を適用する改正前国共済施行法第十三條の二の規定の適用については、同条第一項中「月数」とあるのは、「月数から同条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。）

第六十三條 なお効力を有する改正前国共済法第八十三條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附

則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有する改正前国共済法第八十三条第一項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは同項に規定する給付のうち障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又はなお効力を有する改正前国共済法第十一條の七の四各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができない場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第十三條の三（なお効力を有する改正前国共済法第二十二條第一項（なお効力において準用する場合を含む。）、第二十三條第一項及び第四十八條第一項（なお効力を有する改正前国共済法第四十九條及び第五十條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済法第十三條の三の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第三項
（の）の額から新法第八十三条第一項に規定する加給年金額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た	が控除から加給年金額に相当する額を控除調整した額が控除調整下限額
を	をもつて

2 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなったとき、又は該当しないこととなったときは、当該障害共済年金の額を改定する。
 （障害を併合しない場合における改正前国共済法による障害共済年金の特例）
 第六十四条 なお効力を有する改正前国共済法第十一條の七の八第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第十三條の三の規

定の適用については、同条第一項中「並びに第十二条」とあるのは、「第十二条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一條の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の七の八第二項」とする。
 （追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る改正前国共済法による障害共済年金の特例）

第六十五条 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対するなお効力を有する改正前国共済法第十三條の三の規定の適用については、同条第一項中「月数を」とあるのは、「月数から第十一條第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。
 （改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第六十六条 なお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付とする。

- 一 改正前国共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金
- 四 旧国共済法による年金である給付
- 五 改正前地共済法による職域加算額
- 六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三條第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
- 七 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金
- 八 改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における改正前国共済法による遺族共済年金の特例）

第六十七条 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同表の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第三項
（とする。）とする。と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額	の遺族共済年金の額と併給年金の額の合計額
、控除調整下限額を控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額	、控除調整下限額を控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第六十八条 前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第一項の規定及びなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが第五十九條第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第一項の規定及びなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差

額に調整率（前条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第一項に規定する控除前遺族共済年金額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

3 第一項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。

- 一 なお効力を有する改正前国共済法第十三條の二第一項又は第二項
 - 二 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項又は第二項
 - 三 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は第五十七條の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
 - 四 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七條の二の三、第十七條の三の三又は第十七條の四の二
 - 五 なお効力を有する改正前地共済法第十三條の二第一項又は第二項
 - 六 平成二十四年一元化法附則第七十二条第一項又は第二項
 - 七 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項又は第九十八條の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項
- 第六十九条 第六十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済法第十三條の四第一項に規定する併給年金（旧国共済職域加算退職給付（改正前国共済法による職域

<p>第一の額 の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額</p>	<p>加算額のうち退職を支給事由とするものをいう。以下同じ。平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條年金のうち退職共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金」という。）、旧地共済職域加算退職給付（改正前地共済法による職域加算額のうち退職を支給事由とするものをいう。以下同じ。）、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條年金のうち退職共済年金（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金」という。）、及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第六十七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定及び前条の規定を適用する。（同順位者が二人以上ある場合における改正前国共済法による遺族共済年金の額のの特例）</p> <p>第七十條 なお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四に規定する遺族共済年金についてなお効力を有する改正前国共済法第四十四條の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、なお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
---	---

<p>第二の額 の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額</p>	<p>第三の遺族共済年金の額を受給権者である遺族のある遺族の人数で除して得た金額をもつて、に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて</p> <p>2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数が増減を生じたときは、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。（妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における改正前国共済法による遺族共済年金の額のの特例）</p> <p>第七十一條 なお効力を有する改正前国共済法第九十條又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項の規定により加算額（これらの規定により加算する金額をいう。）が加算された平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、改正後厚生年金保険法第六十二條第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合若しくはなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十九條第一項の規定によりその額が加算された平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金、旧国民年金法（昭和六十年国民年金等改正法第一條の規定による改正前の国民年金法をいう。以下同じ。）の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三條第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定及び第六十八條の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
---	---

<p>第四の額 の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための</p>	<p>第四の額 の額から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための</p> <p>2 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき、又は該当しないこととなつたとき、当該遺族共済年金の額を改定する。（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る改正前国共済法による遺族共済年金の額のの特例）</p> <p>第七十二條 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対するなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定の適用については、同条第一項中「月数」とあるのは、「月数から第一十一條第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数を）を控除した月数」とする。</p> <p>（なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額のの特例）</p> <p>第七十三條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第五項の規定により退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十</p>
---	---

<p>第五の額 の額に</p>	<p>第五の額 の額に</p> <p>年地共済改正法附則第十條第五項の規定により旧地共済法の規定による退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十條第四項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六條第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第五十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の二及び第六十七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定並びに第五十九條及び第六十八條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
---------------------	--

<p>第六の額 の額に</p>	<p>第六の額 の額に</p> <p>（昭和六十年改正法第一條の規定による改正前の新法（以下「昭和六十年改正前の新法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「昭和六十年改正前の地共済法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）</p> <p>平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。</p>
---------------------	--

<p>第五十と八条の併給規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第六十と七条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第四十六号 第三十六号 第四十号 第四十二号 第四十三号 第四十四号 第四十五号 第四十六号 第四十七号 第四十八号 第四十九号 第五十号 第五十一号 第五十二号 第五十三号 第五十四号 第五十五号 第五十六号 第五十七号 第五十八号 第五十九号 第六十号</p>
---	---------------------------------------	---

<p>第六十と八条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第六十と八条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第五十と九条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>
---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

<p>第七十四と七十五条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第七十四と七十五条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第七十四と七十五条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>
--	--	--

<p>第五十と八条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第五十と八条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>	<p>第五十と八条の規定に於けるより読み替へられたる額を有するもの</p>
---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

正前国共済法第十三条第二項

正前国共済法による職域加算額をいう。のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定により連合会が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第四十一条年金」という。）のうち遺族共済年金、改正前地共済法による職域加算額（平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。）のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定により地方公務員共済組合（平成二十四年一元化法附則第五十六條第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付（以下「平成二十四年一元化法附則第六十五條年金」という。）のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付（第二号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第二号厚生年金」という。）又は第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。）に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付（以下「第三号厚生年金」という。）に限る。）のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、昭和六十年改正前法の規定による退職年金、減額退

職年金若しくは通算退職年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「昭和六十年改正前の地共済法」という。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）	用平成二十四年一元化法	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一	度元	の制	年	被用者	年金制	一度元	化等	のた	厚生の	めると	るた	をの	を化	一</
--	-------------	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	---	----	----	---	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	----	-----

「少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

第八十条 第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条第二項に規定する併給年金（旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金並びに旧国共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後を当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第七十八条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条の規定及び前条の規定を適用する。

（退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するもの）に係る退職共済年金の額の特例）
第八十一条 控除期間等の期間（なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十六条第七項に規定する控除期間等の期間をいう。第八十三条から第一百二条までにおいて同じ。）を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「月数」とあるのは、「月数から控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（障害共済年金のみなし従前額の特例）
第八十二条 なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第一項又は第四項の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（公務等前国共済共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金をいう。第一百五十五条第二項

及び第四百四十一条第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十一条第一項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって障害共済年金の額とする。
4 国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額から国民年金法の規定による障害基礎年金の額を控除した額」と、「控除調整下限額」とあるのは「当該控除した額」とする。

（退職年金を受けることができた者等のうち追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するもの）に係る障害共済年金の額の特例）
第八十三条 控除期間等の期間を有する者に対する前条の規定の適用については、同条第一項中「月数」とあるのは、「月数から控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から百二十月（旧国共済法第八十二条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金については、二百四十月）を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（遺族共済年金のみなし従前額の特例）
第八十四条 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十条第二項又はなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十六条第四項の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金（公務等による遺族共済年金（なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第三項に規定する公務等による遺族共済年金をいう。第四百四十一条第一号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額をそれぞれ加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三十条第二項及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第二十六条第四項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）から控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（なお効力を有する改正前国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかにあつたことにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって遺族共済年金の額とする。
3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもって遺族共済年金の額とする。
4 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「が控除調整下限額」とあるのは「が控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」と、「控除調整下限額」とあるのは「当該控除した額」とする。

（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金若しくは旧国共済法による年金である給付、改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）の支給を併せて受けることができる場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権者

（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金若しくは旧国共済法による年金である給付、改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）の支給を併せて受けることができる場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第三項
の遺族共済年金の額と併給年金の額の合計額	の遺族共済年金の額と併給年金の額の合計額
定する年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額	の遺族共済年金の額と併給年金の額の合計額
（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条年金若しくは旧国共済法による年金である給付、改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）の支給を併せて受けることができる場合における第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	の遺族共済年金の額と併給年金の額の合計額

第八十五条 前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び前条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが第五十九条第三項に規定する控除対象年金である場合に限り、前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定及び前条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と第六十八条第三項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少な

いときは、前条第五項の規定により読み替えられた同条第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と第六十八條第三項に規定する年金控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する前条第五項の規定より読み替えられた同条第一項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」とし、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から同法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額」とする。

第八十八條 第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する併給年金（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金及び改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに前条の規定を適用する。（同順位者が二人以上ある場合におけるみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の額の特例）

法第四十四條の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、第八十四條の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の額	の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
第三項の額	控除後の遺族共済年金の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
第二項の額	に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数が増減を生じたときは、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の額を改定する。（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係るみなし従前額の特例の適用を受ける遺族共済年金の特例）

第八十八條 控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二百四十日を超えるものに限る。）の遺族に対する第八十四條の規定の適用については、同条第一項中「月数」とあるのは、「月数から控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（改正前昭和六十年国共済改正法の規定により退職年金とみなされた退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合等における年金の額の特例）

第八十九條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第五項の規定により退職年金とみなされた平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又はなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十條第四項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六條

第六項の規定により旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條の規定並びに第七十九條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十八條退職共済年金の額の二分の一に相当する額	第七十八條退職共済年金の額の二分の一に相当する額
第七十九條退職共済年金の額の二分の一に相当する額	第七十九條退職共済年金の額の二分の一に相当する額
第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項	の額（旧国共済法の規定による退職年金又は減額退職年金若しくは通算退職年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において同じ。）

第四項第七十九條	の額の二分の一に相当する額と
第十一條	の額の二分の一に相当する額と
第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項	の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條の規定並びに第七十九條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）
第八十五條適用後の併給年金の額（旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條の規定並びに第七十九條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）	の額（旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條の規定並びに第七十九條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定並びに第八十五條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）

控除除後遺族共済年金額と年金額控除後年除規定の適用後の併給年金の額と金総の合計額を

第九十條

なお効力を有する改正前平成十六年国共済改正法附則第十八條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国共済改正法第四條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六條の二の規定又は平成十六年国民年金法等改正法附則第四十四條第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成十六年国民年金法等改正法第十二條の規定による改正前の厚生年金保険法第三十八條の二の規定により旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付のうち遺族厚生年金たる保険給付のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條の規定並びに第七十九條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項から第三項までの規定及び第八十五條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第七十退 八條の職 規定に共 より読濟 み替え年 なお効の られた金 力をお効 する改(</p>	<p>生年金の支給を併せて受けることができる場合における第七十八條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條の規定並びに第七十九條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項から第三項までの規定及び第八十五條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>退職共済年金の額の二分の一に相当する額(</p> <p>の額(改正前国共済法による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第三十六條第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額をいう。))のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち遺族共済年金、改正前地共済法による職域加算額(平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額をいう。))のうち死亡を支給事由とするもの、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項の規定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六條第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法第一條</p>
---	---

<p>第七十と 併に給 規定に給 より読年 み替え金 なお効相 られた当 力をお相 する改す</p>	<p>の規定による改正後の厚生年金保険法(以下「改正後厚生年金保険法」という。))による年金たる保険給付(第二号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいう。))に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第二号厚生年金」という。))又は第三号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。))に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付(以下「第三号厚生年金」という。))に限る。))のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。))のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第四項において同じ。))</p>
--	---

<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>適用後の併給年金の額(旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。))のうち遺族厚生年金にあつては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付(第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。))のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。))</p>
----------------------	---

第八十の四の額	の額の三分の二に相当する額（）
第五項の額	の額（旧国共済職域加算退職給付、より読み替へられた額）
第四項の額	の額（旧国共済職域加算退職給付、より読み替へられた額）
第三項の額	の額（旧国共済職域加算退職給付、より読み替へられた額）
第二項の額	の額（旧国共済職域加算退職給付、より読み替へられた額）
第一項の額	の額（旧国共済職域加算退職給付、より読み替へられた額）

第九十の四の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第五項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第四項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第三項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第二項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第一項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金

第九十一の四の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第五項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第四項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第三項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第二項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第一項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金

第九十二の四の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第五項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第四項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第三項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第二項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金
第一項の額	の額の三分の二に相当する額と併給年金

第九十四条 前条の規定により読み替えられたな
お効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法
附則第五十七条の二第一項の規定及びなお効力
を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第
五十七條の二第二項の規定又は前条の規定によ
り読み替えられたなお効力を有する改正前昭和
六十年国共済改正法附則第五十七條の二第四項
の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年
国共済改正法附則第五十七條の二第五項におい
て準用する同条第二項の規定（以下この項にお
いて「退職年金等控除規定」と総称する。）
による控除が行われる場合（当該控除に係る前
条の規定により読み替えられたなお効力を有す
る改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七
條の二第一項に規定する併給年金（以下この項
において「併給年金」という。）のいずれかが
第五十九條第三項に規定する控除対象年金であ
る場合に限る。）であつて、退職年金等控除
規定による控除後の退職年金又は減額退職年金
の額（以下この項において「控除後退職年金
の額」という。）と年金控除規定の適用後の併
給年金の額との合計額（以下この項において
「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額
より少ないときは、前条の規定により読み替え
られたなお効力を有する改正前昭和六十年国共
済改正法附則第五十七條の二第三項（なお効力
を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第
五十七條の二第五項において準用する場合を含
む。）の規定にかかわらず、控除後退職年金額
に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額
に調整率（前条の規定により読み替えられたな
お効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法
附則第五十七條の二第二項に規定する控除前退
職年金等の額と当該年金額控除規定の適用前の
併給年金の額との合計額から控除後年金総額を
控除して得た額に対する退職年金額等控除規定
による退職年金又は減額退職年金の控除額の割
合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加
えた額をもって退職年金又は減額退職年金の額
とする。

附則第五十七條の第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の第二第三項に規定する併給年金（旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金並びに旧国共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金並びに旧地共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三及び前條の規定を適用する。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る障害年金の額の特例）
第百三條 控除期間等の期間を有する者に対するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の三の規定の適用については、同條第一項中「年数」とあるのは、「年数から控除期間等の期間の年数（その年数が組合員期間の年数から十年を控除した年数を超えるとき（組合員期間の年数が十年を超える場合は除く。）はその控除した年数とし、組合員期間の年数が十年を超えるときは控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数（当該年数が三十年を超える場合には、三十年）とする。）を控除した年数」とする。

（遺族年金の額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当する額）
第百四條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第四十六條第六項又は第五十七條第二項若しくは第三項の規定により算定した遺族年金の額を組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）で除して得た額に追加費用

対象期間の年数（組合員期間が二十年以上の場合であつて控除期間等の期間があるときは、追加費用対象期間の年数から控除期間等の期間の年数を控除した年数）を乗じて得た額とする。
 （追加費用対象期間を有する者に係る遺族年金の算定の基礎となる組合員期間の特例）
第百五條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第四十六條第一項第三号に掲げる遺族年金（その額の算定の基礎となつた組合員期間の年数が十年以下であるものに限る。）の支給を受ける場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間の年数」とあるのは、「十」とする。

（遺族年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）
第百六條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務員（改正後平成八年改正法附則第四條に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

一 改正前国共済法による職域加算額
 二 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
 三 平成二十四年一元化法附則第四十一條年金
 四 旧国共済法による年金である給付
 五 改正前地共済法による職域加算額
 六 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三條第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）
 七 平成二十四年一元化法附則第六十五條年金
 八 改正前昭和六十年地共済改正法附則第二條第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金
 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族年金の額の特例）
第百七條 遺族年金の受給権者が前條に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四の規定及び同條第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族年金の額の特例）
第百七條 遺族年金の受給権者が前條に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四の規定及び同條第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五十七條の四第一項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第二項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第三項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第四項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額

附則第五十七條の四第一項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第二項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第三項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第四項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額

附則第五十七條の四第一項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第二項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第三項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額
附則第五十七條の四第四項	（併給年金）の額と第三項において準用する附則第五十七條の二第六項に規定する政令で定められた給付（次項において「併給年金」という。）の額との合計額

において「遺族年金額控除規定」と総称する。）による控除が行われる場合（当該控除に係る前條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが第五十九條第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、遺族年金額控除規定による控除後の遺族年金の額（以下この項において「控除後の遺族年金の額」という。）と併給年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第三項の規定にかかわらず、控除後遺族年金の額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項に規定する遺族年金の額と当該年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する遺族年金額控除規定による遺族年金の控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって遺族年金の額とする。

2
 前項に規定する「年金額控除規定」とは、次に掲げる規定をいう。
 一 なお効力を有する改正前国共済施行法第三條の第二項又は第二項
 二 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十一條第二項若しくは第三項、第五十七條の二第一項、第二項（同條第三項及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第五十七條の四第一項若しくは第二項
 三 平成二十四年一元化法附則第四十六條第一項又は第二項
 四 改正後平成九年国共済経過措置政令第十七條の二の三、第十七條の三の三又は第十七條の四の二
 五 なお効力を有する改正前地共済施行法第十三條の二第一項又は第二項
 六 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一條第二項若しくは第三

項、第九十八條の二第一項、第二項（同条第五項及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十八條の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第九十八條の四第一項若しくは第二項七平成二十四年一元化法附則第七十二條第一項又は第二項

（遺族年金と併せて支給を受けることができる退職共済年金の額の特例）

第九十九條 第七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第三項に規定する併給年金（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五條退職共済年金並びに改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金に限る。以下この条において同じ。）について第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六條第六項の規定が適用される場合には、同項の規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四及び前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合における遺族年金の額の特例）

第一百條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項に規定する遺族年金についてなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第三條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧国共済法第四十四條の規定が適用される場合における当該遺族年金の額は、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四の規定にかかわらず、受給権者である遺族ごとに同条第一項及び第二項並びに同条第三項にお

いて準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第三項の規定を適用することとされたならば算定されることとなる遺族年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五十七條の四第二項	（の）の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額
附則第五十七條の四第三項	の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額が
附則第五十七條の四第三項	の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額が
附則第五十七條の二第三項	の額を受給権者である遺族の人数で除して得た金額が

2 前項に規定する場合において、受給権者である遺族の人数が増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

（扶養加給額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族年金の額の特例）

第一百一條 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第四十六條第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第四十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国共済法第八十八條の三の規定により加えることとされた扶養加給額（なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第四十七條に規定する扶養加給額をいう。）が加算された遺族年金についてその受給権者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であった者の死亡について旧厚生年金保険法、旧船員保険法又は旧地共済法の規定による遺族年金の支給を受けることができる場合におけるなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第三項において準用するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二の規定及びなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四の規定並びに第九十八條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（追加費用対象期間を有する者が控除期間等の期間を有するものに係る遺族年金の額の特例）

第一百二條 控除期間等の期間を有する者の遺族に対するなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四の規定の適用については、同条第一項中「年数を」とあるのは、「年数から控除期間等の期間の年数（組合員期間の年数が四十年を超えるときは、控除期間等の期間からその超える年数を控除した年数）を控除した年数」とする。

なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二第三項	から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）以下「なお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令」という。）第四十七條に規定する扶養加給額に相当する額を控除した額が控除調整下限額
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項	（の）の額からなお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第四十七條に規定する扶養加給額を控除して得た額
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項	（の）の額からなお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第四十七條に規定する扶養加給額を控除して得た額
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の四第一項	（の）の額からなお効力を有する改正前昭和六十年国共済経過措置政令第四十七條に規定する扶養加給額を控除して得た額

第十三條 旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者がなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十一條第四項、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十條第四項又は昭和六十年国共済改正法附則第五十六條第六項の規定により平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金の支給を併せて受けることとされた場合における第六十七條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済施行法第十三條の四の規定、第九十三條の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第五十七條の二の規定、第三百三十一條の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十八條の規定並びに第六十八條の規定、第八十四條第五項の規定により読み替えられた同条第一項及び第三項の規定、第八十五條の規定、第九十四條の規定並びに第九十二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十條 第六額額（改正前国共済法による職域加算額）の（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三

<p>すを効なれえみりに規条十第 る有力おたら替読よ定の三九 額の)</p>	<p>と(いう)の二の一分の一に相当する額と</p>	<p>号。以下この項において「平成二十四 年一元化法」という。)附則第三十六 条第五項に規定する改正前国共済法に よる職域加算額をいう。)のうち退職 を支給事由とするもの、平成二十四 一元化法附則第三十七条第一項に規定 する給付のうち退職共済年金、平成二 十四年一元化法附則第四十一条第一項 の規定により国家公務員共済組合連合 会が支給する年金である給付のうち退 職共済年金若しくは昭和六十年改正法 第一条の規定による改正前の国家公務 員等共済組合法の規定による退職年 金、減額退職年金若しくは通算退職年 金又は改正前地共済法による職域加算 額(平成二十四年一元化法附則第六十 条第五項に規定する改正前地共済法に よる職域加算額をいう。)のうち退職 を支給事由とするもの、平成二十四年 一元化法附則第六十一条第一項に規定 する給付のうち退職共済年金、平成二 十四年一元化法附則第六十五条第一項 の規定により地方公務員共済組合(平 成二十四年一元化法附則第五十六条第 二項に規定する地方公務員共済組合を いう。)が支給する年金である給付の うち退職共済年金若しくは地方公務員 等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第八号)第一条の 規定による改正前の地方公務員等共済 組合法の規定による退職年金、減額退 職年金若しくは通算退職年金にあつて は、その額の二の一分の一に相当する額と する。第三項において同じ。)との</p>
<p>国十和前改すを効なれえみりに規条十第 共年六昭正る有力おたら替読よ定の三九 るす当相金年給併と</p>	<p>相当する額に二を乗じて得た</p>	<p>第三十七条第一項に規定する給付のう ち退職共済年金、平成二十四年一元化 法附則第四十一条第一項の規定により 国家公務員共済組合連合会が支給する 年金である給付のうち退職共済年金若 しくは第一条の規定による改正前の国 家公務員等共済組合法の規定による退 職年金、減額退職年金若しくは通算退 職年金又は改正前地共済法による職域 加算額(平成二十四年一元化法附則第 六十条第五項に規定する改正前地共済 法による職域加算額をいう。)のうち 退職を支給事由とするもの、平成二十 四年一元化法附則第六十一条第一項に 規定する給付のうち退職共済年金、平 成二十四年一元化法附則第六十五条第 一項の規定により地方公務員共済組合 (平成二十四年一元化法附則第五十六 条第二項に規定する地方公務員共済組 合をいう。)が支給する年金である給 付のうち退職共済年金若しくは地方公 務員等共済組合法等の一部を改正する 法律(昭和六十年法律第八号)第一 条の規定による改正前の地方公務員等 共済組合法の規定による退職年金、減 額退職年金若しくは通算退職年金にあ つては、その額の二の一分の一に相当 する額とする。第三項及び第四項にお いて同じ。)</p>
<p>年十成たたら替読よ定の一三第 一四二平れえみりに規条十百 職を支給事由とするもの、附則第六十</p>	<p>の二の一分の一に相当する額と併給年金</p>	<p>の二の一分の一に相当する額と併給年金</p>
<p>ら替読よ定の五条十第 れえみりに規項第四八 の額を額総金年後除控</p>	<p>額(旧国共済職域加算退職給付、平成 二十四年一元化法附則第三十七条第一 項に規定する給付のうち退職共済年 金、平成二十四年一元化法附則第四 十一条退職共済年金若しくは旧国共済 法の規定による退職年金、減額退職年 金若しくは通算退職年金又は旧地共済 法附則第六十一条第一項に規定する給 付のうち退職共済年金、平成二十四年</p>	<p>第一条第十項 一条第一項に規定する給付のうち退職 共済年金、附則第六十五条第一項の規 定により地方公務員共済組合(附則第 五十六条第二項に規定する地方公務員 共済組合をいう。)が支給する年金で ある給付のうち退職共済年金若しくは 旧地共済法の規定による退職年金、減 額退職年金若しくは通算退職年金にあ つては、その額の二の一分の一に相当 する額とする。第三項において同じ。)</p>

<p>た 同 項 第 一</p> <p>一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）との</p>	<p>第八 適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第九 適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第十 適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>
--	--	--	--

<p>第三 適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第二 適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>	<p>第一 適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>
---	---	---

<p>第三節 退職等年金給付に係る併給の調整の特例等</p> <p>（退職等年金給付の受給権者が改正前国共済法による職域加算額等の支給を受けることができる場合の併給の調整に関する経過措置）</p> <p>第百十四条 平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第三項の規定において改正後国共済法第七十五条の四第二項から第五項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>第二項 前項 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）次項及び第四項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条の二第二項又は第二項</p> <p>第三項 退職等退職等年金給付又は同項各号に掲げる年金（次項及び第四項において「退職等年金給付等」という。）</p> <p>第四項 同条第一項又は第二項</p> <p>第五項 退職等退職等年金給付等が平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項又は第三項に掲げる字句は、それぞれ同表の上欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>第四項 退職等退職等年金給付等</p> <p>第五項 退職等退職等年金給付等</p> <p>第六項 退職等退職等年金給付等</p> <p>第七項 退職等退職等年金給付等</p> <p>第八項 退職等退職等年金給付等</p> <p>第九項 退職等退職等年金給付等</p> <p>第十項 退職等退職等年金給付等</p>	<p>2 平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第四項の規定において改正後国共済法第七十五条の六第三項の規定を準用する場合には、同項中「公務障害年金」とあるのは、「公務障害職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額又は同法附則第三十七条の二第二項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による障害を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）」と、「支払うべき公務障害年金」とあるのは「支払うべき公務障害職域加算額等」と読み替えるものとする。</p>
--	---	--	---

<p>3 平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第五項の規定において改正後国共済法第七十九条の四第三項の規定を準用する場合には、同項中「公務遺族年金」とあるのは「公務死亡職域加算額等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額又は同法附則第三十七条の二第二項第二号に規定する旧職域加算額のうち公務による死亡を給付事由とするものをいう。以下この項において同じ。）」と、「公務遺族年金」とあるのは「公務死亡職域加算額等」と読み替えるものとする。</p>	<p>第百十五条 平成二十四年一元化法附則第三十七条の三に規定する場合におけるなお効力を有する改正前国共済法第八十二条第一項及び第八十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第八組 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）及び厚生年金保険法第二号第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日の属する月後における被保険者期間及び平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた</p>	<p>第一項 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（以下「旧国家公務員共済組合員期間」という。）、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）及び厚生年金保険法第二号第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日の属する月後における被保険者期間及び平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた</p>
--	--	---	---

第八組 第十二 条第一 項第二 号	旧国家公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第二号厚生年金被保険者期間を合算した期間を除く。以下同じ。）を合算した期間
第八障 害共済 十五年 金を一 項	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（初診日が第二号厚生年金被保険者期間にあるもの）に限り、その権利を取得した当時から引き続き障害等級の二級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。次項において同じ。）を
第八障 害共済 十五年 金を一 項	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（障 害共済年 金のうち、 公務等に よる障 害共済年 金以外の障 害共済年 金をいう。 以下同じ。）
第八障 害共済 十五年 金を一 項	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（障 害共済年 金のうち、 公務等に よる障 害共済年 金以外の障 害共済年 金をいう。 以下同じ。）
第八障 害共済 十五年 金を一 項	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（障 害共済年 金のうち、 公務等に よる障 害共済年 金以外の障 害共済年 金をいう。 以下同じ。）

第八算定した 第十五 条第二 号	旧国家公務員共済組合員期間と追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として算定した																
2	公務等による障害共済年金及びこれに相当する年金である給付を受ける権利を有する者（その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）に対して更に厚生年金保険法による障害厚生年金（初診日が第一号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間にあるもの）に限り、その給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者を除く。）を支給すべき事由が生じたときは、なお効力を有する改正前国共済法第八十六条第一項の規定により当該障害共済年金の額を改定する。（退職一時金を返還する場合の利率等）																
第八算定した 第十五 条第二 号	（退職一時金を返還する場合の利率等） 第百十六條 平成二十四年一元化法附則第三十九條第四項（平成二十四年一元化法附則第四十條第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、次の表の上欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。																
	<table border="1"> <tr> <td>平成二十四年一元化法附則第三十五・五パーセントの支給を受けた日の属する月の翌月から平成二十三年三月まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成十七年四月から平成十七年四月三日まで</td> <td>四パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成十七年四月から平成十八年三月三日まで</td> <td>六パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成十八年四月から平成十九年三月三日まで</td> <td>三パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成十九年四月から平成二十年三月三日まで</td> <td>二・六パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成二十年四月から平成二十一年三月三日まで</td> <td>三パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成二十一年四月から平成二十二年三月三日まで</td> <td>三・二パーセント</td> </tr> <tr> <td>平成二十二年四月から平成二十三年三月三日まで</td> <td>二・八パーセント</td> </tr> </table>	平成二十四年一元化法附則第三十五・五パーセントの支給を受けた日の属する月の翌月から平成二十三年三月まで		平成十七年四月から平成十七年四月三日まで	四パーセント	平成十七年四月から平成十八年三月三日まで	六パーセント	平成十八年四月から平成十九年三月三日まで	三パーセント	平成十九年四月から平成二十年三月三日まで	二・六パーセント	平成二十年四月から平成二十一年三月三日まで	三パーセント	平成二十一年四月から平成二十二年三月三日まで	三・二パーセント	平成二十二年四月から平成二十三年三月三日まで	二・八パーセント
平成二十四年一元化法附則第三十五・五パーセントの支給を受けた日の属する月の翌月から平成二十三年三月まで																	
平成十七年四月から平成十七年四月三日まで	四パーセント																
平成十七年四月から平成十八年三月三日まで	六パーセント																
平成十八年四月から平成十九年三月三日まで	三パーセント																
平成十九年四月から平成二十年三月三日まで	二・六パーセント																
平成二十年四月から平成二十一年三月三日まで	三パーセント																
平成二十一年四月から平成二十二年三月三日まで	三・二パーセント																
平成二十二年四月から平成二十三年三月三日まで	二・八パーセント																

平成二十三年四月から平成二十一年一月九日まで	九パーセント
平成二十四年四月から平成二十二年二月一日まで	二・七パーセント
平成二十五年四月から平成二十年二月一日まで	二・二パーセント
平成二十六年四月から平成二十年二月一日まで	二・六パーセント
平成二十七年四月から平成二十年二月一日まで	七パーセント
平成二十八年四月から平成二十年二月一日まで	七・七パーセント
平成二十九年四月から平成二十年二月一日まで	二・四パーセント
平成三十年四月から平成三十一年二月一日まで	二・八パーセント
平成三十一年四月から令和二年三月三日まで	三・一パーセント
令和二年四月から令和五年三月三日まで	七パーセント
令和五年四月から令和七年三月三日まで	一・六パーセント
令和七年四月から令和八年三月三日まで	一・七パーセント
令和八年四月から令和九年三月三日まで	二・二パーセント
令和九年四月から令和十一年三月三日まで	二・一パーセント

（国共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用）

第百十八條 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給については、同項に規定する国共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金を、それぞれ厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者期間又は老齢厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金とみなして、同法その他の法令の規定を適用する。

（控除期間等の期間を有する者で国民年金法による老齢基礎年金が支給されるものに係る退職共済年金の特例）

第百十九條 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち、平成二十四年一元化法附則第四十三条第一項第一号に規定する国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 国共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月の前月の期間、六十歳に達した日の属する月の後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第百二十條 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（次項において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率とする。

2 前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における基準年度以後算出率とする。ただし、物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る場合は、物価変動

率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る）ときは、名目手取り賃金変動率」とする。

3 平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第百二十一条 国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一 国共済組合員等期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月以前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及びなお効力を有する改正前昭和六十一年国共済経過措置政令第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二 なお効力を有する改正前昭和六十一年国共済改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数（平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第百二十二条 平成二十四年一元化法附則第四十六条第五項に規定する政令で定める年金である給付は、次に掲げる年金である給付であつて、公務（改正後平成八年改正法附則第四条に規定する旧適用法人の業務を含む。）による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

- 一 改正前国共済法による職域加算額
- 二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付
- 三 平成二十四年一元化法附則第四十一条年金

四 旧国共済法による年金である給付

五 改正前国共済法による職域加算額

六 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）

七 平成二十四年一元化法附則第六十五条年金

八 改正前昭和六十一年地共済改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）

第百二十三条 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の受給権者（なお効力を有する改正前国共済法第九十一条の二若しくはなお効力を有する改正前地共済法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者又は改正後厚生年金保険法第六十四条の二の規定の適用を受ける者（平成二十四年一元化法附則第四十一条年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条年金、第二号厚生年金又は第三号厚生年金の受給権者に限る。）を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における平成二十四年一元化法附則第四十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
基礎年金又は改正前国共済法による職域加算額	若しくは障害又は障害基礎年金
とする。）	とする。）と併給年金（第五項に規定する政令で定める年金である給付をいう。第三項において同じ。）の額との合計額
附則第四十一条第一項及び附則第四十三条	これら
同項	

第三項 限額

控除調整下と併給年金の額との合計額が

控除調整下限額

控除調整下、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額

第百二十四条 前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第四十六条第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが第五十九条第三項に規定する控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項の規定及び平成二十四年一元化法附則第四十六条第二項の規定による控除後の平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金」という。）と第五十九条第四項に規定する年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（前条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項の規定又は平成二十四年一元化法附則第四十六条第二項の規定による控除前の平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の額と第五十九条第四項に規定する年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもって平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の額とする。

2 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

第百二十五条 第百二十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条第一項に規定する併給年金（旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金並びに旧国共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金並びに旧地共済法の規定による遺族年金及び通算遺族年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金に限る。）のこの条において同じ。）について遺族支給特例規定が適用される場合には、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして、第百二十三条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第四十六条及び前条の規定を適用する。

第百二十六条 厚生年金保険法の規定を適用するとしてならば同法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金について第十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条第六項の規定により当該加給年金額に相当する部分の支給が停止されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第四十六条の規定及び第百二十四条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十一年の額	の額から厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法
四年一元	

化法附則第四十六 条第一項	四十四條第一項の規定により加算されることとなる額（第三項において「加給年金額相当額」という。）を控除して得た額（「附則第四十一条第一項及び第四十三条」）	同項 これら	平成二十が控除から加給年金額相当額を控除し 四年一元調整下た額が控除調整下限額 化法附則 第四十六を もに当該加給年金額相当額を加え 条第三項 つて た額をもつて 第百二十 ととい う。から加給年金額相当 四 条第一 う。） 額（厚生年金保険法の規定を適 用するとしなければ同法第四 四 条第一項の規定により加算さ れることとなる額をいう。）を 控除した額が を もに当該加給年金額相当額を加え つて た額をもつて	2 平成二十四一元化法附則第四十一条退職共 済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合 に該当することとなったとき、又は該当しない こととなったときは、当該平成二十四一元化 法附則第四十一条退職共済年金の額を改定す る。 （追加費用対象期間を有する者で控除期間等の 期間を有するものに係る平成二十四一元化法 附則第四十一条退職共済年金の特例） 第百二十七条 控除期間等の期間（平成二十四 一元化法附則第四十三条第一項に規定する控除 期間等の期間をいう。以下同じ。）を有する者 （国共済組合員等期間が二十年以上である者に 限る。）に対する平成二十四一元化法附則第 四十六條の規定の適用については、同条第一項 中「附則第四十一条第一項」とあるのは、「 附則第四十一条第一項及び第四十三条」と 「同項」とあるのは「これら」と、「月数を」と あるのは「月数から附則第四十三条第一項に規 定する控除期間等の期間の月数を控除した月数 を」とする。 （加給年金額に相当する額の支給が停止されて いる場合における平成二十四一元化法附則第 四十一条障害共済年金の特例） 第百二十八条 改正後厚生年金保険法の規定を適 用するとしなければ改正後厚生年金保険法第五
------------------	--	-----------	--	--

十條の二第一項の規定により同項に規定する加 給年金額が加算されることとなる場合における 平成二十四一元化法附則第四十一条年金のう ち障害共済年金について改正後厚生年金保険法 の規定を適用するとしなければ同項の規定によ りその者について加算が行われることとなる配 偶者が老齢厚生年金（その年金額の算定の基礎 となる被保険者期間の月数が二百四十以上であ るものに限る。）障害厚生年金若しくは国民年 金法による障害基礎年金又は厚生年金保険法施 行令第三條の七各号に掲げる年金である給付の 支給を受けることができる場合における平成二 十四一元化法附則第四十七條の規定の適用に ついては、次の表の上欄に掲げる同條の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下 欄に掲げる字句とする。	第一 障害共済年金の額から改正後厚生年 済年金保険法の規定を適用するとしな らば改正後厚生年金保険法第五十條 の二第一項の規定により加算される こととなる額（第三項において「加 給年金額相当額」という。）を控除し て得た額（「附則第四十一条第一項及び第四 十四條」）	第二 は、同は、附則第四十一条第一項及び第四 十四條	第三 同項のこれらの規定により 規定に より	第四 が控除から加給年金額相当額を控除した額 調整下が控除調整下限額 を もつて を もつて を もつて	2 平成二十四一元化法附則第四十一条年金の うち障害共済年金の支給を受ける者が前項に規 定する場合に該当することとなったとき、又は 該当しないこととなったときは、当該障害共済 年金の額を改定する。 （追加費用対象期間を有する者で控除期間等の 期間を有するものに係る平成二十四一元化法 附則第四十一条障害共済年金の特例） 第百二十九条 控除期間等の期間を有する者（国 共済組合員等期間が二十五年以上である者に限 る。）に対する平成二十四一元化法附則第四 十七條の規定の適用については、同条第一項中 「は、同項」とあるのは「は、同項及び附則第 四十四條」と、「同項の規定により」とあるのは
--	---	----------------------------------	---------------------------------	--	--

は「これらの規定により」と、「月数を」とあ るのは「月数から附則第四十三条第一項に規 定する控除期間等の期間の月数（その月数が国共 済組合員等期間の月数から三百月を控除した月 数を超えるときは、その控除した月数）を控除 した月数を」とする。 （平成二十四一元化法附則第四十一条遺族共 済年金の受給権者が支給を受けることができる 年金である給付） 第百三十条 平成二十四一元化法附則第四十八 条第五項に規定する政令で定める年金である給 付は、次に掲げる年金である給付とする。 一 改正前国共済法による職域加算額 二 平成二十四一元化法附則第三十七條第一 項に規定する改正前国共済法による年金であ る給付 三 平成二十四一元化法附則第四十一条年金 四 旧国共済法による年金である給付 五 改正前地共済法による職域加算額 六 平成二十四一元化法附則第六十一条第一 項に規定する改正前地共済法による年金であ る給付（平成二十三年地共済改正法附則第二 十三條第一項第一号及び第二号に規定する年 金である給付を除く。） 七 平成二十四一元化法附則第六十五條年金 八 改正前昭和六十年地共済改正法附則第二條 第七号に規定する退職年金、減額退職年金又 は通算退職年金 九 改正後厚生年金保険法による年金たる保険 給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に 限る。） （併給年金の支給を受けることができる場合に おける平成二十四一元化法附則第四十一条遺 族共済年金の特例） 第百三十一条 平成二十四一元化法附則第四十 一条遺族共済年金の受給権者（改正後厚生年金 保険法第六十四條の二の規定の適用を受ける者 を除く。）が前条に規定する年金である給付の 支給を併せて受けることができる場合における 平成二十四一元化法附則第四十八條の規定の 適用については、次の表の上欄に掲げる同條の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の下欄に掲げる字句とする。	第一 若しくは遺族又は遺族基礎年金 基礎年金又は 改正前国共済
--	--

法による職域 加算額 とする。）と併給年金（第五項 に規定する政令で定める年金で ある給付をいう。第三項におい て同じ。）の額との合計額 は、附則第四十一条第一項及び 第四十五条	同項の規定に これら の規定により	第三 が控除調整下と併給年金の額との合計額が控 除調整下限額 除調整下限額 額に控除調整下限額と当該合計 額との差額に相当する額を加え た額	第百三十二条 前条の規定により読み替えられた 平成二十四一元化法附則第四十八條第一項の 規定及び平成二十四一元化法附則第四十八條 第二項の規定による控除が行われる場合（当該 控除に係る前条の規定により読み替えられた平 成二十四一元化法附則第四十八條第一項に規 定する併給年金（以下この項において「併給年 金」という。）のいずれかが第五十九條第三項 に規定する控除対象年金である場合に限る。） であつて、前条の規定により読み替えられた平 成二十四一元化法附則第四十八條第一項の規 定及び平成二十四一元化法附則第四十八條第 二項の規定による控除後の平成二十四一元化 法附則第四十一条遺族共済年金の額（以下この 項において「控除後遺族共済年金額」という。） と第六十八條第三項に規定する年金額控除規定 の適用後の併給年金の額との合計額（以下この 項において「控除後年金総額」という。）が控 除調整下限額より少ないときは、前条の規定に より読み替えられた平成二十四一元化法附則 第四十八條第三項の規定にかかわらず、控除後 遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年 金総額との差額に調整率（前条の規定により読 み替えられた平成二十四一元化法附則第四十 八條第一項に規定する控除前遺族共済年金額と 第六十八條第三項に規定する年金額控除規定の 適用前の併給年金の額との合計額から控除後年 金総額を控除して得た額に対する前条の規定に より読み替えられた平成二十四一元化法附則 第四十八條第一項に規定する遺族共済年金控除
--	-------------------------	--	---

<p>第百三十一項</p>	<p>第百三十一項</p>	<p>第百三十一項</p>
<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>	<p>項に規定する給付のうち退職共済年金、附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合（附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>
<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>	<p>法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）</p>
<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>	<p>法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>
<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算退職給付、旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>	<p>法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。）の二分の一に相当する額</p>

<p>第三項 第十四条 第一項</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金、旧地共済職域加算遺族給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付</p>	<p>と（う）の二分の一に相当する額と</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>厚生年金保険法による保険給付又は第三号厚生年金被保険者期間に基づく改正後厚生年金保険法による保険給付に限る。）のうち老齢厚生年金にあつては、その額の二分の一に相当する額とする。第三項において同じ。</p>
-----------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	-------------------------	-------------------------	---

<p>第十二条 第一項</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規</p>	<p>と（う）の三分の二に相当する額と</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条遺族共済年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち遺族厚生年金にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。</p>
---------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	-------------------------	-------------------------	---

<p>第五節 退職共済年金等及び遺族共済年金等のの特例</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規</p>	<p>と（う）の三分の二に相当する額と</p>	<p>適用後の併給年金の額（旧国共済職域加算遺族給付にあっては、その額の三分の二に相当する額とし、旧国共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金、旧地共済職域加算退職給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金若しくは旧地共済法の規</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>の三分の二に相当する額と併給年金</p>	<p>定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付（第二号厚生年金又は第三号厚生年金に限る。）のうち老齢厚生年金にあっては、その額の二分の一に相当する額とする。以下この項において同じ。</p>
-------------------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--

及び平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）の合計額をいい、改正前国共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、退職特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる退職特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、老齢厚生年金相当額を加えた額とする。次項において同じ。）と控除前遺族共済年金等の額（遺族共済年金額算定規定により算定した額（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金の受給権を有しない者については、零とする。）又は遺族厚生年金額算定規定により算定した額（第二号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金の受給権のいずれも有しない者については、零とする。）をいい、改正前国共済法による職域加算額が支給される者については、その額を加えた額とし、遺族特例年金給付（改正後平成九年国共済経過措置政令第二条第一項第三号に掲げる遺族特例年金給付をいう。次項において同じ。）の受給権を有する者については、改正後平成九年国共済経過措置政令第十三条第一項第九号又は第十号の規定により算定した額を基礎として財務大臣が定める額を加えた額とする。次項において同じ。）とのうちいずれか多い額が控除前控除調整下限額を超えるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金、平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金、同項に規定する給付のうち遺族共済年金、第二号遺族厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該退職共済年金が第五十九条第三項に規定する控除対象年金でない場合 退職共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該退職共済年金が第五十九条第三項に規定する控除対象年金である場合 退職共済年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老

齡基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、第五十六条に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

二 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金 老齢厚生年金額算定規定により算定した額から当該算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には第二百二十一条に規定する乗じて得た額を、改正前国共済法による職域加算額が支給される場合にはその額を、それぞれ加えた額とする。以下この号において「控除前退職共済年金」という。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

三 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該遺族共済年金が第五十九条第三項に規定する控除対象年金でない場合 第一号に定める額又は前号に定める額を基礎として遺族共済年金額算定規定により算定した額

ロ 当該遺族共済年金が第五十九条第三項に規定する控除対象年金である場合 第一号に定める額又は前号に定める額となお効力を有する改正前国共済法第八十九条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（改正前国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金額算定規定の例により算定した額

四 第二号遺族厚生年金 第一号に定める額又は第二号に定める額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

五 平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金 第一号に定める額又は第二号に定める額と改正後厚生年金保険法第六十条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額（改正前国共済法による職域加算額が支給される場合には、その額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金にあつては、当該月数が三月未満であるときは、三月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を基礎として遺族厚生年金額算定規定の例により算定した額

2

一 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超え、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 控除後控除調整下限額（第二号厚生年金のうち老齢厚生年金（以下この項において「第二号老齢厚生年金」という。）の受給権を有する場合には当該第二号老齢厚生年金の額を、退職特例年金給付が支給される場合には老齢厚生年金相当額を、それぞれ控除した額）

ロ 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

ハ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ニ 第二号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

二 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下であり、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超える場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ロ 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

ハ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ニ 第二号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

三 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超えておらず、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ロ 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

ハ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ニ 第二号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

ロ 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金 前項第二号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額又は遺族厚生年金額算定規定に定める遺族厚生年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ハ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金 前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ニ 第二号遺族厚生年金 控除後控除調整下限額を基礎として遺族厚生年金額算定規定により算定した額

ホ 平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金 前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後退職共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

三 控除前退職共済年金等の額が控除前控除調整下限額を超えておらず、かつ、控除前遺族共済年金等の額が控除前控除調整下限額以下である場合 次のイからホまでに掲げる年金である給付の区分に応じ、当該イからホまでに定める額

イ 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金 前項第一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除後遺族共済年金等の額を控除して得た額を基礎として遺族共済年金額算定規定に定める遺族共済年金の額の算定方法を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額

ロ 平成二十四年一元化法附則第四十一条退職共済年金 控除後控除調整下限額（退職特例年金給付が支給される場合には、老齢厚生年金相当額を控除した額）

第一号	第二号	第三号	第二号	第二号	第二号
調整下限額以下である	控除前遺族共済年金等の額と 控除前遺族共済年金等支給額との合計額	控除後控除調整前項第三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第六号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

第二号	第二号	第二号	第二号	第二号	第二号
控除後控除調整前項第五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第六号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第七号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第八号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第九号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第十号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

第四号	第二号	第二号	第二号	第二号	第二号
控除後控除調整前項第十号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第十一号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第十二号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第十三号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第十四号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額	控除後控除調整前項第十五号に定める額に、控除後控除調整下限額から控除額を加えた額を基礎として遺族共済年金等の額と控除額を勘案して財務大臣が定めるところにより算定した額を加えた額

7 平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金及び平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、第三号厚生年金のうち遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金の受給権者

8 (なお効力を有する改正前地共済法第九十九條の四の二又は改正後厚生年金保険法第六十四條の二の規定の適用を受ける者に限る。)に對する平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金の額は、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち遺族共済年金と、第三号厚生年金のうち遺族厚生年金を第二号遺族厚生年金と、平成二十四年一元化法附則第六十五條遺族共済年金を平成二十四年一元化法附則第四十一條遺族共済年金とそれぞれみなして前各項の規定を適用した場合に算定される額とする。

9 改正前国共済法第七十八條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された平成二十四年一元化法附則第三十七條第一項に規定する給付のうち退職共済年金又は厚生年金保険法の規定を適用するとし、同法第四十四條第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算されることとなる場合における平成二十四年一元化法附則第四十一條退職共済年金について第一項(第六項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合における平成二

十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の額の算定その他の前各項の規定の適用について必要な事項は、財務省令で定める。

10 第一項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項に規定する「改正前国共済法による退職共済年金等」とは、なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。

11 第一項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項に規定する「改正前国共済法による遺族共済年金等」とは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条遺族共済年金若しくは第二号遺族厚生年金をいう。

12 第一項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「退職共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前国共済法第七十七条第一項及び第二項、第七十八条第一項及び第二項並びに第七十八条の二第四項並びに附則第十二条の六の二第四項及び第十二条の八第七項、なお効力を有する改正前国共済法施行法第十一条、なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第七十七条第二項並びになお効力を有する改正前国共済附則第二十七条の四第五項の規定をいう。

13 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第四十三条第一項及び第四十四条の三第四項並びに附則第七条の三第四項及び第十三条の四第四項、厚生年金保険法第四十四条第一項及び第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定をいう。

14 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「老齢厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第十二項に規定する退職共済年金額算定規定の例により算定した額（改正後平成八年改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除して得た額とする。）をいう。

15 第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第一項、なお効力を有する改正前国共済法第十三条並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項並びに第二十九條第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族共済年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前国共済法第八十九条第二項、なお効力を有する改正前国共済法第十三条並びになお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第一項並びに第二十九條第一項及び第二項の規定をいう。

16 第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、改正後厚生年金保険法第六十条第一項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定をいい、第六項において準用する第一項及び第二項に規定する「遺族厚生年金額算定規定」とは、なお効力を有する改正前厚生年金保険法第六十条第二項並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項及び第二項の規定をいう。

17 第一項から第三項まで（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）第七項、第八項及び第九項に規定する「第二号遺族厚生年金」とは、第二号厚生年金のうち遺族厚生年金をいう。

18 第一項及び第二項（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除前控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第一項に規定する控除前遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第一項第一号に規定する控除前特例年金給付額を、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

19 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後遺族厚生年金相当額」とは、みなし組合員期間に係る平均標準報酬月額を基礎として第一項第三号の例により算定される額（改正後平成八年改正法附則第三十三条

第五項に規定する職域相当額があるときは、当該職域相当額を控除した額）を基礎として財務大臣が定める額をいう。

20 第二項（第六項において準用する場合を含む。）に規定する「控除後控除調整下限額」とは、控除調整下限額から、特例年金給付の受給権を有する場合には改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の二の三第三項第一号に規定する控除後退職特例年金給付額、改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の三の三第三項第一号に規定する控除後遺族特例年金給付額又は改正後平成九年国共済経過措置政令第十七条の四の二第三項に規定する控除後特例年金給付額、国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を、それぞれ控除した額をいう。

21 第十四項及び第十九項に規定する「みなし組合員期間」とは、改正後平成八年改正法附則第三十一条第一号に規定する被保険者期間とみなされた組合員期間をいう。

第六節 費用の負担等に関する経過措置
（平成二十四年一元化法附則第三十二条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定による一時金である給付及び年金である給付等に要する費用）

第二百三十九条 平成二十四年一元化法附則第四十九条第四号に規定する政令で定める費用は、平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年国共済経過措置政令第六十七条、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定の例により算定した額を合算した額とする。

2 平成二十四年一元化法附則第四十九條第四号の規定により国が毎年度において負担すべき金額及びその組合（国家公務員共済組合法第三条に規定する組合をいう。第二百五十一条において同じ。）又は連合会への払込みについては、昭和六十一年国共済経過措置政令第六十八条の二及び第六十九条の規定を準用する。

第四百十条 平成二十四年一元化法附則第三十二条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定による一時金である給付及び年金である給付に係る連合会の事務に要する費用の負担については、改正後国共済法第九十九条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。以下この項、次項及び第四百二十二条において同じ。）の規定を準用する。この場合において、改正後国共済法第九十九条第五項中「組合」とあるのは「連合会」と、「福祉事業に係る事務を除く」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第二十一条、第三十六条、第三十七条及び第四十一条の規定による一時金である給付及び年金である給付に係るものに限る」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する改正後国共済法第九十九条第五項の規定により国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）又は職員団体（改正後国共済法第九十九条第六項に規定する職員団体をいう。）が負担すべき金額の払込みについては、改正後国共済法第百一条の規定を準用する。

（国の組合の経過的長期給付に相当する給付）
第四百四十一条 平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する政令で定める給付は、次の各号に掲げる給付とする。
一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち公務等による障害共済年金及び公務等による遺族共済年金

二 旧国共済法による年金である給付のうち旧国共済法第八十一条第二項に規定する公務による障害年金及び旧国共済法第八十八条第一号の規定による公務による遺族年金
三 旧国共済法による年金である給付（前号に掲げる給付及び旧国共済法第二百一十一条第一項第二号の規定によりその額が算定された給付を除く。）の額の百分の十に相当する給付

四 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）附則第七条の規定によりなお従前の例により支給される退職一時金並びに昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金並びに昭和六十年国共済改正法附則第八十五条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の百分の十に相当する給付

付

五 平成二十四年一元化法附則第三十二条第一項の規定による障害一時金のうち同項においてその例によることとされる改正前国共済法第八十七条の七第二号の規定の例により算定した額の百分の二百に相当する給付

六 改正前国共済法第三十二条の規定による給付

(国の組合の経過的長期給付積立金を充てるべき費用)

第四百二十二条 平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する政令で定める費用は、同条に規定する国の組合の経過的長期給付(以下「国の組合の経過的長期給付」という。)に係る事務に要する費用(第四百十条第一項において読み替えて準用する改正後国共済法第九十九条第五項の規定による国及び行政執行法人の負担に係るものを除く。)とする。

(国の組合の経過的長期給付積立金の積立て)

第四百十三条 改正後国共済令第九十九条第三項及び第四項の規定は、平成二十四年一元化法附則第四十九条の二に規定する国の組合の経過的長期給付積立金(以下「国の組合の経過的長期給付積立金」という。)の積立てについて準用する。(国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用に関する基本的な指針)

第四百十四条 改正後国共済令第九十九条の二の規定は、国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用について準用する。

(国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用)

第四百十五条 国家公務員共済組合法施行令第九十九条の三第二項から第五項まで及び第九十九条の四の規定は、国の組合の経過的長期給付積立金及び国の組合の経過的長期給付の支払上の余裕金(以下「国の組合の経過的長期給付積立金等」という。)の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令第九十九条の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

号四第項二第	連合会	連合会の他
--------	-----	-------

をいい、をいう

第九條第一項に規定する経理を行うものを除く

及び退職、退職等年金給付積立金等及び国等年金給付積立金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第四百五十五條に規定する国の組合の経過的長期給付積立金等をいう。以下同じ。)

厚生年金等の組合の経過的長期給付積立金等

積立金等

及び退職等年金給付積立金

等

第四百十六条 平成二十四年一元化法附則第五十条第二項に規定する政令で定める連合会の収入は、当該事業年度の国の組合の経過的長期給付に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る収入のうち、国の組合の経過的長期給付と平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付(以下「地方の組合の経過的長期給付」という。)の円滑な実施を図るために平成二十四年一元化法附則第五十条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

(国の組合の経過的長期給付に係る支出)

第四百七条 平成二十四年一元化法附則第五十条第三項に規定する政令で定める連合会の支出は、当該事業年度の国の組合の経過的長期給付

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る支出とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

(地方公務員共済組合連合会に対する拠出金の拠出)

第四百八条 改正後国共済令第二十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、連合会が、平成二十四年一元化法附則第五十条第一項の規定に基づく拠出金を地方公務員共済組合連合会(地方公務員等共済組合法第三十八条の二第一項に規定する地方公務員共済組合連合会をいう。)に拠出する場合について準用する。

(国家公務員共済組合法等の規定の適用に関する経過措置)

第四百九条 当分の間、平成二十四年一元化法附則第九十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第二項の規定の適用については、同項中「附則第二十条の三第二項」とあるのは、「附則第二十条の二第二項」とする。

(社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者に係る平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定の適用に関する特例)

第四百九条の二 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)附則第五十八条第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された者に係る平成二十四年一元化法附則第六十条第九項、第六十一条第二項及び第六十五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「組合が」とあるのは、「国家公務員共済組合連合会が」とする。

第四章 退職等年金給付に関する経過措置

第五十条 当分の間、改正後国共済法第七十七条第一項の規定の適用については、同項中「組合員期間」とあるのは、「組合員期間(平成二十七年十月一日に引き続かない被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三

号)附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間を除く。』とする。(退職等年金給付に関する規定を適用しない者等に関する経過措置)

第五十一条 当分の間、改正後国共済法の退職等年金給付に関する規定は、組合の組合員のうち平成二十四年一元化法附則第六十条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第四号)第二十四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者とならない者については、適用しない。

2 平成二十七年国共済整備政令第五条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令(平成二十年政令第三十七号)第二条第三項の規定は、改正後国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用について準用する。

(厚生年金保険給付積立金の当初額の積立て)

第五十二条 連合会は、施行日において、改正後国共済法第二十一条第二項第一号ハに規定する厚生年金保険給付積立金の当初額の見込額として、退職給付水準見直し法附則第六条の規定により算定した額を、財務大臣の定めるところにより、厚生年金保険給付積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により施行日において連合会が積み立てた厚生年金保険給付積立金の当初額の見込額が、当該当初額に満たない場合又は超える場合の取扱いその他厚生年金保険給付積立金の当初額の積立てに関し必要な事項は、財務省令で定める。

(公務傷病に係る初診日以後にある場合の公務障害年金の額の特例)

第五十三条 退職給付水準見直し法附則第十条第三項の規定に基づき改正後国共済法第八十四条の規定による公務障害年金の額を算定する場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と同法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条による改

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る支出とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る支出とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

に要する費用及び当該国の組合の経過的長期給付の事務に要する費用に係る支出のうち、国の組合の経過的長期給付と地方の組合の経過的長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項に規定する国の組合の経過的長期給付に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるものを以外のものとする。

正前の第八十二条第一項第二号又は第二項の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務障害年金の額として支給する」とする。

(公務傷病に係る初診日が施行日以後にある場合の公務遺族年金の額の特例)

第五百五十四条 退職給付水準見直し法附則第十条

第四項の規定に基づき改正後国共済法第九十条の規定による公務遺族年金の額を算定する場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、当該額が被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間と同法附則第四十一条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間を基礎として同法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条による改正前の第八十九条第一項第一号イ(2)若しくはロ(2)又は第三項の規定の例により算定した額よりも少ないときは、当該額を公務遺族年金の額として支給する」とする。

(改正前国共済法による職域加算額のうち公務等によるもの及び改正後厚生年金保険法による障害厚生年金等の支給を受ける場合における労働者災害補償保険法の適用に関する経過措置)

第五百五十五条 改正前国共済法による職域加算額

(第八十一条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は第八十一条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、平成二十四年一元化法附則第十五条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)別表第一第一号及び第二号の規定は、適用しない。

第五章 その他の経過措置

第二百五十六条 前三章に定めるもののほか、平成二十四年一元化法及び退職給付水準見直し法の実施のための手続その他これらの法律の施行に伴う経過措置(財務省の所掌に属するものに限る。)に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次条第一項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(国の組合の経過的長期給付積立金の管理及び運用に関する基本的な指針に係る経過措置)

第二条 財務大臣は、この政令の施行の日前において、第百四十四条において準用する改正後国共済法第九十条の二の規定の例により、同条第一項に規定する指針(以下この条において「指針」という。)を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された指針は、この政令の施行の日において第百四十四条において準用する改正後国共済法第九十条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

3 連合会は、第一項の規定により指針が定められたときは、当該指針に適合するように平成二十四年一元化法附則第四十九条の三において準用する改正後国共済法第三十五条の三第一項の規定による国の組合の経過的長期給付積立金管理運用方針を定めなければならない。

附則 (平成二八年三月三十一日政令第一二九号) 抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令の規定、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第十七条の五の規定並びに第四条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八十一条の表改正前昭和六十年国共済改正法附則第十八条の項及び第三十条の二の規定並びに附則第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十八年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付の額については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年三月三十一日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月二六日政令第三九六号)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三十一日政令第八一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八十一条及び第十三条第一項の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

附則 (平成二九年七月二八日政令第二一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則 (平成三〇年一月二四日政令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令第九十二条の二の規定及び第四条の規定による改正後の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等するための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する

る政令第百四十九条の二の規定は、平成二十七年十月一日から適用する。

附則 (平成三〇年三月二八日政令第七三三号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年六月六日政令第一八三三号)

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (平成三二年三月二〇日政令第四〇号)

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年四月五日政令第一四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年三月三〇日政令第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三十一日政令第一三八号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年四月一五日政令第一四四号)

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

附則 (令和二年一〇月三〇日政令第三一八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和三年三月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三十一日政令第一〇三三号) 抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（平成二十七年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第三条の規定による改正前の平成二十七年経過措置政令第百三十九条第二項の規定により準用する改正前昭和六十一年経過措置政令第六十九条第四項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により独立行政法人造幣局等が当該職員である組合員が属する組合に払い込んだ金額と改正前昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定により独立行政法人造幣局等が負担すべき金額との調整については、なお従前の例による。

附則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四条の規定、第三十三条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七条、第三十九条及び第五十五条から第六十五条までの規定 令和四年十月一日
（改正後の平成二十七年国共済経過措置政令における時効に関する経過措置）
第二十一条 第三十六条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（改正前国共済法による職域加算額の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

2 第三十六条の規定による改正後の平成二十七年国共済経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第九十二条第一項（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利及び同項に規定する権利について適用する。

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
（平成二十四年一元化法による旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）
第三条 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済法第七十八条の二第二項の規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に掲げる旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に係る平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

附則（令和四年三月二五日政令第一一八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（平成二十四年一元化法による旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）
第三条 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済法第七十八条の二第二項の規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に掲げる旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に係る平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済法第七十八条の二第二項から第三項までの規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。
3 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済法附則第六条の二の十及び第六条の二の十三の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

附則（令和四年三月三〇日政令第一二八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（国家公務員共済組合法施行令及び平成二十七年国共済経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 旧再任用職員等である組合員であった者（第十一条の規定の適用を受ける者を除く。）に

対する第五条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令第二十一条の二並びに第十条の規定による改正前の平成二十七年国共済経過措置政令第八条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。
附則（令和四年八月三日政令第二六五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年十月一日から施行する。
附則（令和五年三月三〇日政令第一一七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附則（令和五年三月三〇日政令第一一九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の平成二十四年一元化法による改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの請求に関する経過措置）
第三条 第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第三項の規定は、この政令の施行の日の前日において、平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものの受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

附則（令和六年三月二九日政令第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。